

別添 資料

大阪労働局 需給調整事業部
需給調整事業第二課

事業主が実施すべき実務の流れ(労働者派遣法関係)(イメージ)

<派遣先均等・均衡方式>

① 比較対象労働者の待遇情報の提供 (派遣先)
【法第26条第7項・第10項】

② 派遣労働者の待遇の検討・決定 (派遣元) 【法第30条の3】

③ 派遣料金の交渉 (派遣先は派遣料金に関して配慮)
【法第26条第11項】

④ 労働者派遣契約の締結 (派遣元及び派遣先) 【法第26条第1項等】

⑤ 派遣労働者に対する説明 (派遣元)

- 1) 雇入れ時
 - ・ 待遇情報の明示・説明【法第31条の2第2項】
- 2) 派遣時
 - ・ 待遇情報の明示・説明【法第31条の2第3項】
 - ・ 就業条件の明示【法第34条第1項】

(注) 比較対象労働者の待遇に変更があったときは、変更部分について、派遣先から派遣元に待遇情報を提供。
派遣元は派遣労働者の待遇の検討を行い、必要に応じて、上記の流れに沿って対応。

(求めに応じて下記の対応)

○ 派遣労働者に対する比較対象労働者との待遇の相違等の説明 (派遣元) 【法第31条の2第4項】

○ 派遣先の労働者に関する情報、派遣労働者の業務の遂行の状況等の情報の追加提供の配慮 (派遣先) 【法第40条第5項】

<労使協定方式>

○ 過半数代表者の選出 <過半数労働組合がない場合> (派遣元)
投票、挙手等の民主的な方法により選出

○ 通知で示された最新の統計を確認
○ 労使協定の締結 (派遣元) 【法第30条の4第1項】
(※) 労使協定における賃金の定めを就業規則等に記載
○ 労使協定の周知等 (派遣元)

- 1) 労働者に対する周知【法第30条の4第2項】
- 2) 行政への報告【法第23条第1項】

① 比較対象労働者の待遇情報の提供 (派遣先)
【法第26条第7項・第10項】

※ 法第40条第2項の教育訓練及び第40条第3項の福利厚生施設に限る。

② 派遣料金の交渉 (派遣先は派遣料金に関して配慮) 【法第26条第11項】

③ 労働者派遣契約の締結 (派遣元及び派遣先) 【法第26条第1項等】

④ 派遣労働者に対する説明 (派遣元)

- 1) 雇入れ時
 - ・ 待遇情報の明示・説明【法第31条の2第2項】
- 2) 派遣時
 - ・ 待遇情報の明示・説明【法第31条の2第3項】
 - ・ 就業条件の明示【法第34条第1項】

(注) 同種の業務に従事する一般労働者の平均賃金に変更があったときは、派遣元は、協定改定の必要性を確認し、必要に応じて、上記の流れに沿って対応。

(求めに応じて下記の対応)

○ 派遣労働者に対する労使協定の内容を決定するに当たって考慮した事項等の説明 (派遣元) 【法第31条の2第4項】

(派遣元)

御中

(派遣先)

比較対象労働者の待遇等に関する情報提供

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第26条第7項に基づき、比較対象労働者の待遇等に関する情報を下記のとおり情報提供いたします。

1. 比較対象労働者の職務の内容（業務の内容及び責任の程度）、当該職務の内容及び配置の変更の範囲並びに雇用形態

(1) 業務の内容

- ① 職種：
- ② 中核的業務：
- ③ その他の業務：

(2) 責任の程度

- ① 権限の範囲：
- ② トラブル・緊急対応：
- ③ 成果への期待・役割：
- ④ 所定外労働：
- ⑤ その他：

(3) 職務の内容及び配置の変更の範囲

- ① 職務の内容の変更の範囲：
- ② 配置の変更の範囲：

(4) 雇用形態

- 例 1：正社員（年間所定労働時間●時間）
- 例 2：有期雇用労働者（年間所定労働時間●時間、通算雇用期間●年）
- 例 3：仮想の通常の労働者（年間所定労働時間●時間）

2. 比較対象労働者を選定した理由

比較対象労働者：
(理由)

<参考：チェックリスト>

比較対象労働者（次の①～⑥の優先順位により選出）	対象者の有無 (○or×)
① 職務の内容並びに当該職務の内容及び配置の変更の範囲が派遣労働者と同一であると見込まれる通常の労働者	
② 職務の内容が派遣労働者と同一であると見込まれる通常の労働者	
③ 業務の内容又は責任の程度のいずれかが派遣労働者と同一であると見込まれる通常の労働者	
④ 職務の内容及び配置の変更の範囲が派遣労働者と同一であると見込まれる通常の労働者	
⑤ ①から④までに相当する短時間・有期雇用労働者 *派遣先の通常の労働者との間で短時間・有期雇用労働法等に基づく均衡が確保されている者に限る	
⑥ 派遣労働者と同一の職務の内容で業務に従事させるために新たに通常の労働者を雇い入れたと仮定した場合における当該通常の労働者（仮想の通常の労働者） *派遣先の通常の労働者との間で適切な待遇が確保されている者に限る。	

3. 待遇の内容等

- (1) 比較対象労働者の待遇のそれぞれの内容（昇給、賞与その他の主な待遇がない場合にはその旨）
- (2) 比較対象労働者の待遇のそれぞれの性質及び待遇を行う目的
- (3) 待遇のそれぞれを決定するに当たって考慮した事項

(待遇の種類)		
(待遇の内容)	(待遇の性質・目的)	(待遇決定に当たって考慮した事項)

① 基本給		

② 賞与		

③ 役職手当：制度●		

④ 特殊作業手当：制度●		

⑤ 特殊勤務手当：制度●		

⑥ 精皆勤手当：制度●		

⑦ 時間外労働手当（法定割増率以上）：制度●		

⑧ 深夜及び休日労働手当（法定割増率以上）：制度●		

⑨ 通勤手当：制度●		

⑩ 出張旅費：制度●		

⑪ 食事手当：制度●		

⑫ 単身赴任手当：制度●		

⑬ 地域手当：制度●		

⑭ 食堂：施設●		

⑮ 休憩室：施設●		

⑯ 更衣室：施設●		

⑰ 転勤者用社宅：制度●		

⑱ 慶弔休暇：制度●		

⑲ 健康診断に伴う勤務免除及び有給：制度●		

⑳ 病気休職：制度●		

㉑ 法定外の休暇（慶弔休暇を除く）：制度●		

㉒ 教育訓練：制度●		

㉓ 安全管理に関する措置及び給付：制度●		

②④ 退職手当：制度●		

②⑤ 住宅手当：制度●		

②⑥ 家族手当：制度●		

②⑦ ●●●●：制度●		

※個々の待遇に係る制度がある場合には、(1)～(3)の事項を情報提供することが必要であり、当該制度がない場合には、制度がない旨を情報提供することが必要。

制度がない場合には、表形式ではなく、制度がない個々の待遇をまとめて記載することでも差し支えない。

<制度がない旨の記載例>

●●●●手当、●●●●手当、●●●●手当、●●●●休暇については、制度がないため、支給等していない。

※提供すべき情報が形式的に不足していた場合、虚偽の情報を提供した場合、比較対象労働者の選定が不適切であった場合等については、労働者派遣法第26条第7項違反として、派遣先（労働者派遣の役務の提供を受ける者）の勧告及び公表の対象となる場合があるため、正確に情報提供すること。

※派遣元は、派遣先から提供された比較対象労働者の待遇等に関する情報のうち個人情報に該当するものの保管及び使用について、派遣労働者の待遇の確保等の目的の範囲に限ること。個人情報に該当しない待遇情報の保管及び使用等についても、派遣労働者の待遇の確保等の目的の範囲に限定する等適切な対応が必要となること。

また、比較対象労働者の待遇等に関する情報は労働者派遣法第24条の4の秘密を守る義務の対象となるため、派遣元は、正当な理由なく、当該情報を他に漏らしてはならないこと。

これらに違反する派遣元は、指導等の対象となることに留意すること。

～特定の個人を比較対象労働者として選定し、その待遇等について情報提供を行う場合～

比較対象労働者の待遇等に関する情報提供（記載例）

（※網掛けは記載事項に関する補足説明です。）

1. 比較対象労働者の職務の内容（業務の内容及び責任の程度）、当該職務の内容及び配置の変更の範囲並びに雇用形態【則第24条の4第1号イ関係】

（1）業務の内容

① 職種：衣服・身の回り品販売店員 <厚生労働省編職業分類 細分類 323-04>

※例えば、厚生労働省編職業分類 細分類により記載。

※例として細分類を記載しているのは、業務の内容が同一であるかどうかの判断を細分類を目安として行うこととしていることによる。

② 中核的業務：品出し、レジ、接客

③ その他の業務：クレーム対応

※中核的業務以外の比較対象労働者が従事する業務を記載。

（2）責任の程度

① 権限の範囲 : 副リーダー（●等級中●等級）
（仕入れにおける契約権限なし、部下2名）

② トラブル・緊急対応：リーダー不在である間の週1回程度対応

③ 成果への期待・役割：個人単位で月の売上げ目標30万円

④ 所定外労働 : 週2回、計5時間程度（品出しのため）

⑤ その他 :

※「その他」については、責任の程度を指すものがあれば記載

（3）職務の内容及び配置の変更の範囲

① 職務の内容の変更の範囲：他の服飾品の販売に従事する可能性あり

リーダー又は店長まで昇進する可能性あり

② 配置の変更の範囲：2～3年に1回程度、転居を伴わない範囲で人事異動あり

（4）雇用形態

例1：正社員（年間所定労働時間●時間）

例2：有期雇用労働者（年間所定労働時間●時間、通算雇用期間●年）

例3：仮想の通常の労働者（年間所定労働時間●時間）

2. 比較対象労働者を選定した理由【則第24条の4第1号ロ関係】

比較対象労働者：業務の内容が同一である通常の労働者（該当する10名中の1名）

【以下の参考の③】

(理由)

受け入れようとする派遣労働者と職務の内容及び配置の変更の範囲又は職務の内容が同一である通常の労働者はいないが、業務の内容が同一である通常の労働者がいるため。

<参考：チェックリスト>

比較対象労働者（次の①～⑥の優先順位により選出）	対象者の有無 (○or×)
① 職務の内容並びに当該職務の内容及び配置の変更の範囲が派遣労働者と同一であると見込まれる通常の労働者	×
② 職務の内容が派遣労働者と同一であると見込まれる通常の労働者	×
③ 業務の内容又は責任の程度のいずれかが派遣労働者と同一であると見込まれる通常の労働者	○
④ 職務の内容及び配置の変更の範囲が派遣労働者と同一であると見込まれる通常の労働者	—
⑤ ①から④までに相当する短時間・有期雇用労働者 ※ 派遣先の通常の労働者との間で短時間・有期雇用労働法等に基づく均衡が確保されている者に限る。	—
⑥ 派遣労働者と同一の職務の内容で業務に従事させるために新たに通常の労働者を雇い入れたと仮定した場合における当該通常の労働者（仮定の通常の労働者） ※ 派遣先の通常の労働者との間で適切な待遇が確保されている者に限る。	—

3. 待遇の内容等

(1)比較対象労働者の待遇のそれぞれの内容（昇給、賞与その他の主な待遇がない場合にはその旨）

【則第24条の4第1号ハ関係】

(2)比較対象労働者の待遇のそれぞれの性質及び待遇を行う目的【則第24条の4第1号ニ関係】

(3)待遇のそれぞれを決定するに当たって考慮した事項【則第24条の4第1号ホ関係】

(待遇の種類)		
(待遇の内容)	(待遇の性質・目的)	(待遇決定に当たって考慮した事項)

① 基本給		
20万円/月	<ul style="list-style-type: none"> 労働に対する基本的な対償として支払われるもの 労働者の能力の向上のための努力を促進する目的 長期勤続を奨励する目的 	能力・経験、勤続年数を考慮 能力・経験：定型的な販売業務の処理、クレーム対応が可能 勤続年数：1年目

② 賞与		
40万円/年	<ul style="list-style-type: none"> 会社の利益を分配することによって、社員の士気を高める目的 	基本給額、支給月数により算定 個人業績に係る評価を考慮 個人業績：B評価（「特に優秀」、「優秀」、「普通」の3段階評価の中評価）

③ 役職手当：制度有		
2万円/月	<ul style="list-style-type: none"> ・一般社員にはない特別な責任と役割に応じて支給されるもの ・一定の責任と役割の履行を促進する目的 	責任の程度を考慮 役職：副リーダー

④ 特殊作業手当：制度無		
—	—	—

⑤ 特殊勤務手当：制度無		
—	—	—

⑥ 精皆勤手当：制度有		
0円	<ul style="list-style-type: none"> ・一定数の業務を行う人数を確保するための皆勤を奨励する目的 	責任の程度と意欲を考慮し、部下がいない場合であり、かつ無欠勤の場合に一律1万円を支給 責任の程度：部下2名 欠勤の有無：無欠勤

⑦ 時間外労働手当（法定割増率以上）：制度無		
—	—	—

⑧ 深夜及び休日労働手当（法定割増率以上）：制度無		
—	—	—

⑨ 通勤手当：制度有		
2万円（実費）/月	<ul style="list-style-type: none"> ・通勤に要する交通費を補填する目的 	通勤距離を考慮

⑩ 出張旅費：制度有		
0円	<ul style="list-style-type: none"> ・出張に要する交通費を補填する目的 	出張距離を考慮 出張なし

⑪ 食事手当：制度無		
—	—	—

⑫ 単身赴任手当：制度無		
—	—	—

⑬ 地域手当：制度無		
—	—	—

⑭ 食堂：施設有		
食堂無	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の円滑な遂行に資する目的 	就業する事業所に食堂があるか否かを考慮し、食堂がある場合には利用の機会を付与 就業する事業所：A支店（食堂無）

⑮ 休憩室：施設無		
—	—	—

⑩ 更衣室：施設有		
利用可	・業務の円滑な遂行に資する目的	就業する事業所に更衣室があるか否かを考慮し、更衣室がある場合には利用の機会を付与 就業する事業所：A支店（更衣室有）

⑪ 転勤者用社宅：制度有		
利用無	・住居を確保し、転勤に伴う負担を軽減する目的	職務の内容及び人材活用の範囲を考慮し、転勤がある場合に提供 職務の内容及び人材活用の範囲：転勤を伴う人事異動なし

⑫ 慶弔休暇：制度有		
0日	・冠婚葬祭に参加できるようにすることで就業継続や業務能率の向上を図る目的	勤続年数を考慮 勤続1年以上の者に一律10日/年付与

⑬ 健康診断に伴う勤務免除及び有給：制度無		
—	—	—

⑭ 病気休職：制度無		
—	—	—

⑮ 法定外の休暇（慶弔休暇を除く）：制度無		
—	—	—

⑯ 教育訓練：制度有		
接客に関する教育訓練	・職務の遂行に必要な技能又は知識を習得する目的	業務の内容を考慮 接客に従事する場合には、6か月に1回、希望者に限り、接客に関する基礎を習得するための教育訓練を実施

⑰ 安全管理に関する措置及び給付：制度無		
—	—	—

⑱ 退職手当：制度有		
0円	・長期勤続を奨励する目的 ・退職後の生活を保障する目的	基本給額、勤続年数、離職理由により算定 勤続3年であって、会社都合により退職した場合は、基本給額1か月分の退職手当を支給 勤続年数：1年目

⑲ 住宅手当：制度無		
—	—	—

⑳ 家族手当：制度有		
1万円/月	・労働者の家族を扶養するための生活費を補助する目的	扶養家族の人数を考慮し、扶養家族1人につき1万円を支給(上限3万円) 扶養家族：1人

㉑ ●●●：制度●		
—	—	—

職 発 0708 第 2 号
令和元年 7 月 8 日

各都道府県労働局長 殿

厚生労働省職業安定局長
(公 印 省 略)

令和2年度の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第30条の4第1項第2号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」等について

「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」(平成30年法律第71号)による改正後の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」(昭和60年法律第88号。以下「法」という。)により、派遣元事業主は、派遣労働者の公正な待遇を確保するため、派遣先に雇用される通常の労働者との間の均等・均衡待遇(法第30条の3の規定に基づき、派遣先に雇用される通常の労働者との間で不合理な待遇の禁止等に係る措置を講ずることをいう。以下同じ。)の確保又は一定の要件を満たす労使協定による待遇の確保(以下「労使協定方式」という。)のいずれかの待遇決定方式により、派遣労働者の待遇を確保しなければならないこととされ、令和2年4月1日に施行される予定である。

労使協定方式においては、派遣労働者の賃金の決定の方法を労使協定に定めることとされ、当該方法については、「派遣労働者が従事する業務と同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金(以下「一般賃金」という。)の額として厚生労働省令で定めるものと同様以上の賃金の額となるものであること」等の要件を満たすことが必要とされている。

一般賃金等の取扱いについては、下記のとおりであるので、法の施行に遺漏なきを期されたい。

記

第1 基本的な考え方

1 労使協定に定める賃金の決定の方法

派遣元事業主は、派遣労働者の待遇について、法第30条の3の規定に基づき、派遣先に雇用される通常の労働者との間の均等・均衡待遇を確保しなければならないが、法第30条の4第1項の規定に基づき、労働者の過半数で組織する労働組合又は労働者の過半数を代表する者との間で同項の書面による協定（以下単に「労使協定」という。）を締結し、一定の事項を定めた場合には、労使協定に基づく待遇（法第40条第2項の教育訓練及び同条第3項の福利厚生施設を除く。）を確保することとされている。

労使協定に定める事項については、法第30条の4第1項各号に掲げられているが、同項第2号の規定に基づき、労使協定には、協定対象派遣労働者（同項の協定で定めるところによる待遇とされる派遣労働者をいう。以下同じ。）の賃金の決定の方法を定めなければならない。当該方法については、同項第2号イ及びロに基づき、2及び3に定める要件を満たすものでなければならない。

なお、労使協定に定めた協定対象派遣労働者の賃金の決定の方法に基づき、協定対象派遣労働者に対して賃金が支払われていない場合には、労使協定に定めた事項を遵守していないものとして、法第30条の3の規定に基づき、派遣先に雇用される通常の労働者との間の均等・均衡待遇を確保しなければならないことに留意すること。

2 法第30条の4第1項第2号イの要件

労使協定に定める協定対象派遣労働者の賃金の額については、一般賃金の額と同等以上となるものでなければならない。

(1) 一般賃金

一般賃金の額については、法第30条の4第1項第2号イ及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（昭和61年労働省令第20号。以下「則」という。）第25条の9の規定により、「派遣先の事業所その他派遣就業の場所の所在地を含む地域において派遣労働者が従事する業務と同種の業務に従事する一般の労働者であって、当該派遣労働者と同程度の能力及び経験を有する者の平均的な賃金の額」とされており、派遣労働者の業務、能力及び経験並びに派遣就業場所が勘案されるものである。また、一般賃金の範囲については、労働基準法（昭和22年法律第49号）の賃金に含まれるかどうかにより判断し、基本給のみならず諸手当も含まれるが、時間外、休日及び深夜の労働に係る手当等は含まれないこと。

この「派遣先の事業所その他派遣就業の場所」については、平成 11 年 11 月 17 日付け女発第 325 号、職発第 814 号「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律、関係政省令等の施行について」の別添「労働者派遣事業関係業務取扱要領」第 8 の 5 と同様であり、協定対象派遣労働者が実際に就業する場所ではないこと。例えば、派遣先の事業所が東京都にあるが、協定対象派遣労働者が実際に就業する場所が埼玉県である場合、「派遣先の事業所その他派遣就業の場所」は東京都であること。

また、この「一般の労働者」とは、無期雇用かつフルタイムの労働者をいう。

(2) 協定対象派遣労働者の賃金

法第 30 条の 4 第 1 項第 2 号の協定対象派遣労働者の賃金の範囲についても、一般賃金と同様、労働基準法の賃金に含まれるかどうかにより判断し、基本給のみならず諸手当も含まれるが、時間外、休日及び深夜の労働に係る手当等は含まれないこと。

(3) 同等以上

「同等以上」とは、労使協定に定める協定対象派遣労働者の賃金の額が、一般賃金の額と同額以上であることをいうこと。

また、「基本給・賞与・手当等」（賃金から通勤手当及び退職金を除いたものをいう。以下同じ。）等の比較に当たっては、一般賃金と協定対象派遣労働者の賃金の比較を簡便にする観点から、時給換算した額を比較することとする。

3 法第 30 条の 4 第 1 項第 2 号ロの要件

通勤手当、家族手当、住宅手当、別居手当、子女教育手当その他名称の如何を問わず支払われる賃金（職務の内容に密接に関連して支払われるものを除く。）を除く賃金については、派遣労働者の職務の内容、職務の成果、意欲、能力又は経験その他の就業の実態に関する事項の向上があった場合に改善されるものでなければならない。

これらの事項のうちどの事項を勘案するか、その事項をどのように勘案するかは、基本的に労使に委ねられるものである。

4 適用期日等

本通知については、令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで適用することとする。

なお、本通知で示す一般賃金等の取扱いについては、直近の統計調査等の結果等を踏まえ、毎年更新する予定である。

第2 一般賃金の取扱い

一般賃金については、「基本給・賞与・手当等」、「通勤手当」、「退職金」ごとに、以下の1から3までのとおりとする。

1 基本給・賞与・手当等

(1) 一般賃金のうち基本給・賞与・手当等（以下「一般基本給・賞与等」という。）の考え方

一般賃金については、同種の業務、同程度の能力及び経験並びに同一の派遣就業場所における無期雇用かつフルタイムの労働者の賃金であるため、これらに対応するよう、一般基本給・賞与等については、以下の方法により算出することとする。

また、以下の方法により一般基本給・賞与等を算出した結果、1円未満の端数が生じた場合には、当該端数を切り上げることとする。

方法：職種別の基準値 (①) ×能力・経験調整指数 (②) ×地域指数 (③)

① 職種別の基準値

職種別の基準値については、賃金構造基本統計調査の特別集計により算出した賃金、又は職業安定業務統計の特別集計による求人賃金(月額)の下限額の平均を基に一定の計算方法により賞与込みの時給に換算した額とする。

なお、第5の1のとおり、賃金構造基本統計調査で把握できる職種と派遣労働者が実際に行う業務との間に乖離がある場合、又は厚生労働省編職業分類の各小分類に含まれる職業に照らして、当該小分類に係る求人賃金の下限額の平均が派遣労働者の実際に行う業務に対する賃金の基準値とするのに適切でない認められる場合等には、他の公的統計又は一定の要件を満たす民間統計を活用することも可能である。

② 能力・経験調整指数

「能力・経験調整指数」とは、能力及び経験の代理指標として、賃金構造基本統計調査の特別集計により算出した勤続年数別の所定内給与(産業計)に賞与を加味した額により算出した指数である。具体的には、「勤続0年」を100として算出したものであり、次の表のとおりとなる。

0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
100.0	116.0	126.9	131.9	138.8	163.5	204.0

③ 地域指数

「地域指数」とは、派遣就業場所の地域の物価等を反映するため、職業安定業務統計の求人平均賃金をもとに、都道府県及び公共職業安定所の管轄地域別に、全国計を 100 として職業大分類の構成比の違いを除去して算出した指数である。

(2) 一般基本給・賞与等の額

一般基本給・賞与等の額については、別添 1 又は別添 2 の数値 ((1) の①×②) に別添 3 の地域指数 ((1) の③) を乗じた額とする。

別添 1 及び別添 2 の数値については、次の点に留意すること。

また、(1) の方法による一般基本給・賞与等の額の算定の結果、一般基本給・賞与等の額が最低賃金法（昭和 24 年法律第 137 号）第 9 条第 1 項の地域別最低賃金（以下単に「地域別最低賃金」という。）又は同法第 15 条第 1 項の特定最低賃金（以下単に「特定最低賃金」という。）を下回る場合には、地域別最低賃金又は特定最低賃金の額を「基準値（0 年）」の額とした上で、当該額に能力・経験調整指数を乗じることにより、一般基本給・賞与等の額を算出すること。

① 賃金構造基本統計調査の数値の留意点

イ 「基準値（0 年）」の数値は、(イ)から(ハ)までのとおり集計したものであること。

(イ) 賃金構造基本統計調査（集計対象：企業規模 10 人以上の企業）の無期雇用かつフルタイムの労働者の「所定内給与額」及び「特別給与額（12 ヶ月で除したもの）」を合算した額を各労働者の所定内労働時間で時給換算したものの平均値を算出。

(ロ) (イ)で算出した数値から一般の労働者の通勤手当相当分「72 円」（2 の（2）参照）を控除。

(ハ) 賃金構造基本統計調査の「勤続 0 年」の数値には中途採用者が含まれていることを踏まえ、(ロ)で算出した数値から学歴計の初任給との差（12%）を控除。

ロ 「参考値（0 年）」の数値は、一般の労働者の通勤手当相当分「72 円」の控除及び学歴計の初任給との差（12%）の調整を行う前のイの(イ)の数値であること。

② 職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした数値の留意点

イ 「基準値（0 年）」の数値は、(イ)及び(ロ)のとおり集計したもので

あること。

(イ) ハローワークで受理した無期雇用かつフルタイムの労働者の求人賃金の下限額の平均を時給換算した額（月額×12÷52÷40）を算出。なお、求人賃金は、勤続年数別に整理することができないため、勤続0年目相当の額として、未経験者の賃金と考えられる下限額の平均を基準値としたものである。

(ロ) 求人賃金に特別給与が含まれていないことから、賞与相当分を勘案するため、(イ)で算出した数値に、賃金構造基本統計調査の「勤続0年」の特別給与により計算した賞与指数「1.02」を乗じたものを算出。

ロ 基本給及び定期的に支払われる手当が含まれており、通勤手当は含まれていないこと。

ハ 「参考値（0年）」は、ハローワークで受理した無期かつフルタイムの求人に係る求人賃金（月給）の上限額と下限額の間接値の平均を時給換算（月額×12÷52÷40）した額であること。

2 通勤手当

一般賃金のうち通勤手当（以下「一般通勤手当」という。）については、次の（1）又は（2）から労使で選択するものとする。なお、一つの労使協定において、（1）と（2）の双方を選択することも可能であること。

（1）実費支給により「同等以上」を確保する場合

協定対象派遣労働者に対し、通勤手当として、派遣就業の場所と居住地の通勤距離や通勤方法に応じた実費が支給される場合には、一般通勤手当と同等以上であるものとする。ただし、協定対象派遣労働者に対し、通勤手当として、派遣就業の場所と居住地の距離に係る費用の実費が支給されるが、当該通勤手当の額に上限がある場合、上限額を協定対象派遣労働者の平均的な所定内労働時間1時間あたりに換算した額が「72円」未満である場合には、（2）により取り扱うこととすること。

（2）一般の労働者の通勤手当に相当する額と「同等以上」を確保する場合
一般の労働者の1時間あたりの通勤手当に相当する額を一般通勤手当とし、当該額を「72円」とする。

※ 「72円」は、「平成25年企業の諸手当等の人事処遇制度に関する調査（独立行政法人労働政策研修・研究機構）」の通勤手当の平均額を「賃金構造統計基本調査（平成25年）」の所定内給与及び特別給与の合計額を除いて得た「給与に占める通勤手当の割合」に「賃金構造統

計基本調査（平成30年）」の所定内給与及び特別給与の合計額を乗じて得た額に制度導入割合を乗じて得た額を時給換算した額である。

3 退職金

一般賃金のうち退職金（以下「一般退職金」という。）については、次の（1）、（2）又は（3）から労使で選択するものとする。なお、一つの労使協定において、労働者の区分ごとに（1）から（3）までを選択することも可能であること。

（1）退職手当制度で比較する場合

協定対象派遣労働者と一般の労働者の退職手当制度を比較する場合、一般退職金は、退職手当制度がある企業の割合、退職手当の受給に必要な所要年数、退職手当の支給月数、退職手当の支給金額及び退職給付等の費用を示した別添4により一般の労働者の退職手当制度として設定したものとする。

（2）一般の労働者の退職金に相当する額と「同等以上」を確保する場合

一般の労働者の現金給与額に占める退職給付等の費用の割合（以下この（2）及び（3）において単に「退職給付等の費用の割合」という。）を一般基本給・賞与等に乗じた額を一般退職金とし、当該割合を「6%」とする。当該一般退職金を算出した結果、1円未満の端数が生じた場合には、当該端数を切り上げることにする。

（3）中小企業退職金共済制度等に参加する場合

退職給付等の費用の割合を一般基本給・賞与等に乗じた額を一般退職金とし、当該割合を「6%」とする。当該一般退職金を算出した結果、1円未満の端数が生じた場合には、当該端数を切り上げることにする。

※ 「6%」とは、「平成28年就労条件総合調査」の「退職給付等の費用」の「現金給与額」（平成28年賃金構造基本統計調査により超過勤務手当分を除いた額）に占める割合である。

※ 一人の協定対象派遣労働者について、（2）及び（3）を併用することが可能であり、その場合にも、（2）又は（3）と同様、退職給付等の費用の割合を一般基本給・賞与等に乗じた額を一般退職金とし、当該割合を「6%」とする。

第3 協定対象派遣労働者の賃金の取扱い

第2の一般賃金の額と同等以上の額を確保する必要がある協定対象派遣労働者の賃金については、「基本給・賞与・手当等」、「通勤手当」、「退職金」ごとに、以下の1から3までのとおりとし、これらの賃金の全部又は一部を合算して「同等以上」を確保する場合の取扱いは、4のとおりとする。

1 基本給・賞与・手当等

①及び②を合算した額を時給換算した額をいい、当該額が一般基本給・賞与等の額と同額以上でなければならない。

① 基本給

個々の協定対象派遣労働者に実際に支給される所定内給与をいう。

② 賞与・手当等

賞与・手当等に相当する賃金については、例えば、業績に連動した手当等のように、仮に個々の協定対象派遣労働者ごとに一定額の支払いを求めることとするとした場合に、賞与・手当等としての機能や賃金体系の柔軟性が失われるおそれがあるものもあることから、「個々の協定対象派遣労働者に実際に支給される額」のほか、「直近の事業年度において協定対象派遣労働者に支給された額の平均額」、「協定対象派遣労働者に支給される見込み額の平均額」又は「標準的な協定対象派遣労働者に支給される額」等を労使で選択することも可能であること。

2 通勤手当

(1) 実費支給により「同等以上」を確保する場合

第2の2の(1)のとおりであること。

(2) 一般の労働者の通勤手当に相当する額と「同等以上」を確保する場合

通勤手当として支給される賃金を時給換算した額をいい、当該額が第2の2の(2)の「72円」以上でなければならない。当該賃金の額については、個々の協定対象派遣労働者に実際に支給される額のほか、「直近の事業年度において協定対象派遣労働者に支給された額の平均額」、「協定対象派遣労働者に支給される見込み額の平均額」又は「標準的な協定対象派遣労働者に支給される額」等を労使で選択することも可能であること。

3 退職金

(1) 退職手当制度で比較する場合

協定対象派遣労働者を対象とする退職手当制度をいい、第2の3の(1)のとおり設定した一般の労働者の退職手当制度と同等以上の水準となるものでなければならない。この「協定対象派遣労働者を対象とする退職手当制度」については、「全ての協定対象派遣労働者に適用されるものであ

ること」、「退職手当の決定、計算及び支払の方法（例えば、勤続年数、退職事由等の退職手当額の決定のための要素、退職手当額の算定方法及び一時金で支払うのか年金で支払うのか等の支払の方法をいう。）」及び「退職手当の支払の時期」が明確なものでなければならない。

この「同等以上の水準」とは、第2の3の（1）のとおり設定した一般退職金の勤続年数別の支給月数又は支給金額と同水準以上であることをいう。

（2）一般の労働者の退職金に相当する額と「同等以上」を確保する場合

協定対象派遣労働者に支給される退職金相当の手当等に相当する賃金をいい、当該賃金の額が第2の3の（2）の一般退職金と同額以上でなければならない。当該賃金の額については、個々の協定対象派遣労働者に実際に支給される額のほか、「直近の事業年度において協定対象派遣労働者に支給された額の平均額」、「協定対象派遣労働者に支給される見込み額の平均額」又は「標準的な協定対象派遣労働者に支給される額」等を労使で選択することも可能であること。

（3）中小企業退職金共済制度等に加入する場合

第2の3の（3）の一般退職金の額以上の掛金（派遣元事業主負担分に限る。以下同じ。）により、中小企業退職金共済制度、確定給付企業年金、確定拠出年金等（以下「中小企業退職金共済制度等」という。）に加入する場合には、協定対象派遣労働者の退職金が一般退職金と同等以上であるものとみなす。この「等」には、例えば、派遣元事業主が独自に設けている企業年金制度が含まれるものであること。

なお、派遣労働者の納得感により資するよう、協定対象派遣労働者の基本給・賞与・手当等の額に退職給付等の費用の割合を乗じた額以上の額を中小企業退職金共済制度、確定給付企業年金、確定拠出年金等の掛金とすることが望ましいものであること。

※ 一人の協定対象派遣労働者について、（2）及び（3）を併用することが可能であり、その場合には、（2）の賃金と（3）の掛金の合計額が、第2の3の（2）又は（3）の一般退職金の額と同額以上でなければならない。

4 「基本給・賞与・手当等」、「通勤手当」、「退職金」の全部又は一部を合算する場合の取扱い

「基本給・賞与・手当等」、「通勤手当」、「退職金」の全部又は一部を合算した上で「同等以上」を確保する場合には、次の表の①から③まで

のいずれかの方法により、一般賃金及び協定対象派遣労働者の賃金を合算し、合算した協定対象派遣労働者の賃金の額が合算した一般賃金の額と同額以上でなければならない。なお、「通勤手当」を合算することができるのは、第2の2の(2)及び第3の2の(2)の場合に限られ、「退職金」を合算することができるのは、第2の3の(2)及び第3の3の(2)の場合に限られること。

	一般賃金	協定対象派遣労働者の賃金
①	「一般基本給・賞与等」 + 「一般通勤手当 (72 円)」	「基本給・賞与・手当等」 + 「通勤手当」
②	「一般基本給・賞与等」 + 「一般退職金」	「基本給・賞与・手当等」 + 「退職金」
③	「一般基本給・賞与等」 + 「一般通勤手当 (72 円)」 + 「一般退職金」	「基本給・賞与・手当等」 + 「通勤手当」 + 「退職金」

第4 労使協定の締結における留意点

次の1から3までについて、労使で十分な議論を行った上で合意した内容を労使協定に定めること。

1 基本給・賞与・手当等

(1) から (3) までを労使で選択し、選択した内容をもとに、第2の1のとおり一般基本給・賞与等を算定した上で、算定した一般基本給・賞与等及び協定対象派遣労働者の基本給・賞与・手当等を労使協定に定めること。

(1) 職種別の基準値

一般基本給・賞与等の職種別の基準値について、労働者派遣契約、就業の実態等を勘案し、別添1又は別添2の職種の基準値のうち、協定対象派遣労働者が従事する業務と最も近いと考えられるものを選択すること。例えば、協定対象派遣労働者の「中核的業務」をもとに、これらの統計の職種別の賃金を選択することが考えられること。なお、「中核的業務」とは、ある労働者に与えられた職務に伴う個々の業務のうち、当該職務を代表する中核的なものを指し、「与えられた職務に本質的又は不可欠な要素である業務」、「その成果が事業に対して大きな影響を与える業務」及び「労働者本人の職務全体に占める時間的割合・頻度が大きい業務」の基準に従って総合的に判断されるものである。職種の選択に当たっては、職種につい

て解説している「賃金構造基本統計調査の「役職及び職種解説」又は「第4回改訂 厚生労働省編職業分類 職業分類表 改訂の経緯とその内容」(独立行政法人 労働政策研究・研修機構)を参照すること。

また、別添1又は別添2のうちどの職種を選択するかは、基本的には労使の選択に委ねられるものであるが、協定対象派遣労働者の賃金を引き下げるなど、恣意的に職種を使い分けることは労使協定制度の趣旨に照らして適切ではなく、認められないことに留意すること。

この他、一つの労使協定において、職種ごとに別添1及び別添2を使い分ける場合には、その理由を労使協定に記載すること。また、一つの労使協定において、別添2の職種を選択する場合であって職業分類を使い分けるとき、具体的には、「大分類」と「当該大分類内の中分類又は小分類」又は「中分類」と「当該中分類内の小分類」を使い分ける場合には、その理由を労使協定に記載すること。

(2) 能力・経験調整指数

一般基本給・賞与等の能力・経験調整指数は、第2の1の(1)の②のとおりであるが、協定対象派遣労働者の賃金の決定方法に応じて、協定対象派遣労働者の能力及び経験を踏まえつつ、一般の労働者の勤続何年目相当に該当するかを考慮して適切なものを選択すること。例えば、協定対象派遣労働者の賃金が職務給である場合には、派遣労働者の業務の内容、難易度等が一般の労働者の勤続何年目に相当するか、という観点から選択することが考えられること。

(3) 地域指数

一般基本給・賞与等の地域指数は、第2の1の(1)の③のとおりであるが、協定対象派遣労働者の派遣先の事業所その他派遣就業の場所の所在地を含む都道府県又は公共職業安定所管轄地域の指数を選択すること。

また、都道府県の指数又は公共職業安定所管轄地域の指数のいずれの地域指数を選択するかは、基本的には労使の選択に委ねられるものであるが、協定対象派遣労働者の賃金を引き下げるなど、恣意的に地域指数を使い分けることは、労使協定制度の趣旨に照らして適切ではなく認められないことに留意すること。

この他、一つの労使協定において、都道府県内の指数及び公共職業安定所管轄地域の指数を使い分ける場合には、その理由を労使協定に記載すること。

なお、地域指数として全国計「100.0」の数値を用いることについては、則第25条の9に定める「派遣先の事業所その他派遣就業の場所の所在地」を勘案していることにはならず、一般賃金の額の算定要件を満たすもので

はないため、認められないことに留意すること。

2 通勤手当

(1) 実費支給により同等以上を確保する場合

協定対象派遣労働者に対して、通勤手当として、派遣就業の場所と居住地の距離に係る費用の実費に相当する額を支給する旨を労使協定に定めること。当該額に上限がある場合には、上限額を協定対象派遣労働者の平均的な所定内労働時間1時間あたりに換算した額をあわせて定めること。

(2) 一般の労働者の通勤手当に相当する額と「同等以上」を確保する場合

第2の2の(2)の一般通勤手当「72円」及び第3の2の(2)又は4を満たすことが分かる内容を定めること。

3 退職金

(1) 退職金手当制度で比較する場合

第2の3の(1)のとおり設定した一般退職金及び第3の3の(1)の協定対象派遣労働者を対象とする退職手当制度を定めること。

(2) 一般の労働者の退職金に相当する額と「同等以上」を確保する場合

第2の3の(2)の一般退職金及び第3の3の(2)又は4を満たすことが分かる内容を定めること。

(3) 中小企業退職金共済制度等に参加する場合

協定対象派遣労働者が中小企業退職金共済制度等に参加する旨を定めること。例えば、中小企業退職金共済制度の場合には、独立行政法人勤労者退職金共済機構・中小企業退職金共済事業本部との間で退職金共済契約を締結する旨を定めることが考えられる。

第5 本通知に示す統計以外の統計の利用

一般基本給・賞与等、一般通勤手当及び一般退職金については、次の1から3までのとおり、本通知に示す統計以外の統計（以下「独自統計等」という。）を用いることを可能とする。なお、独自統計等を用いる場合には、その理由を労使協定に記載すること。

1 一般基本給・賞与等

(1) 考え方

一般基本給・賞与等については、第2の1の(2)のとおり、本通知に示す別添1又は別添2の数値を労使で選択することとなるが、これらの調査等で把握可能な職種と協定対象派遣労働者が実際に行う業務との間に乖離が

あること等が考えられるため、一定の要件を満たすことを条件として、独自統計等を用いることを認める。

(2) 使用可能な独自統計等

次の①から③までの統計を認める。

- ① 統計法（平成19年法律第53号）第2条第6項の基幹統計調査又は同条第7項に規定する一般統計調査に該当する調査
- ② ①以外の地方公共団体又は独立行政法人等（統計法第2条第2項の独立行政法人等をいう。第5において同じ。）による統計
- ③ ①及び②以外の統計であって、(3)の要件を満たすもの

(3) 独自統計等の要件

(2)の③の統計については、次の①から⑦までの事項を満たすものでなければならない。また、既存の統計ではなく、(2)の③の統計に該当する統計を作成するため、経済団体、労働組合、業界団体等が新たに調査を実施する場合には、当分の間、当該調査を実施する前に、厚生労働省職業安定局需給調整事業課に協議するものとする。

また、派遣元事業主は、(2)の③の統計を用いる場合には、当分の間、労使協定を締結する前に、厚生労働省職業安定局需給調整事業課に協議するものとする。ただし、経済団体、労働組合、業界団体等が実施した調査であって同課に協議したものによる統計を用いる場合には、労使協定を締結する前に、同課に報告するものとする。

- ① 調査対象とする業務等が明確であること
- ② 適切なサンプルサイズが確保されていること。具体的には、職種及び勤続年数ごとに標準誤差率5%以内又は250以上のサンプルサイズが確保されていること。
- ③ 標本が無作為に抽出されていること
- ④ 一般基本給・賞与等を調査するものとして、適切な母集団が設定されていること。具体的には、母集団が少数の企業のみで構成されている場合や派遣先の顧客企業のみで構成されている場合等は、認められないこと。また、当該母集団の特性を⑦の公表の際に示すこと。
- ⑤ 一般基本給・賞与等として用いる調査として、適切な復元処理を行っていること。
- ⑥ 調査時点が適切であること。原則として、適用しようとする基本給・賞与・手当等の直近1年以内の数値を調査することとするが、これより前の数値を調査する場合には、一般基本給・賞与等として用いる際に、適切な賃金上昇率を用いて補正すること。
- ⑦ 経済団体、労働組合、業界団体等が行う公表を前提とした統計調査で

あること。

(4) 独自統計等を用いる場合の留意点

- ① 独自統計等の数値を一般基本給・賞与等とする場合には、独自統計等を労使協定に添付するとともに、独自統計等を用いる理由を労使協定に記載すること。
- ② 独自統計等の調査対象地域に協定対象派遣労働者の就業場所が含まれていること。また、調査対象地域が全国又は都道府県をまたぐ地域である場合には、協定対象派遣労働者の就業場所に応じて、地域指数により数値を補正すること。
- ③ 独自統計等の有効期間は原則1年とすること。ただし、労使で十分な議論を行うことを前提として、適切な賃金上昇率を用いて補正することも認められること。

2 一般通勤手当

(1) 考え方

第2の2の(2)の「72円」については、無期雇用の労働者に支給された通勤手当の平均値をもとに算出した数値であり、地域における通勤手段を勘案したものとはいえないため、一定の要件を満たすことを条件として、独自統計等を用いることを認める。

(2) 使用可能な独自統計等

次の①から③までの統計を認める。

- ① 統計法第2条第6項の基幹統計調査又は同条第7項に規定する一般統計調査に該当する調査
- ② ①以外の地方公共団体又は独立行政法人等による統計
- ③ ①及び②以外の統計であって、(3)の要件を満たすもの

(3) 独自統計等の要件

(2)の③の統計については、次の①から⑦までの事項を満たすものでなければならない。また、既存の統計ではなく、(2)の③の統計に該当する統計を作成するため、経済団体、労働組合、業界団体等が新たに調査を実施する場合には、当分の間、当該調査を実施する前に、厚生労働省職業安定局需給調整事業課に協議するものとする。

また、派遣元事業主は、(2)の③の統計を用いる場合には、当分の間、労使協定を締結する前に、厚生労働省職業安定局需給調整事業課に協議するものとする。ただし、経済団体、労働組合、業界団体等が実施した調査であって同課に協議したものによる統計を用いる場合には、労使協定を締結する前に、同課に報告するものとする。

- ① 調査対象とする地域又は交通手段等が明確であること
 - ② 適切なサンプルサイズが確保されていること。具体的には、職種ごとに標準誤差率5%以内又は250以上のサンプルサイズが確保されていること。
 - ③ 標本が無作為に抽出されていること
 - ④ 一般通勤手当を調査するものとして、適切な母集団が設定されていること。具体的には、母集団が少数の企業のみで構成されている場合や派遣先の顧客企業のみで構成されている場合等は、認められないこと。また、当該母集団の特性を⑦の公表の際に示すこと。
 - ⑤ 一般通勤手当として用いる調査として、適切な復元処理を行っていること。
 - ⑥ 調査時点が適切であること。原則として、適用しようとする通勤手当の直近1年以内の数値を調査することとするが、これより前の数値を調査する場合には、一般通勤手当として用いる際に、適切な賃金上昇率を用いて補正すること。
 - ⑦ 経済団体、労働組合、業界団体等が行う公表を前提とした統計調査であること。
- (4) 独自統計等を用いる場合の留意点
- ① 独自統計等の数値をもとに一般通勤手当を設定した場合には、独自統計等を労使協定に添付するとともに、独自統計等を用いる理由を労使協定に記載すること。
 - ② 独自統計等の調査対象地域に協定対象派遣労働者の就業場所が含まれていること。
 - ③ 独自統計等の有効期間は5年とすること。ただし、労使で十分な議論を行うことを前提として、適切な賃金上昇率を用いて補正することも認められること。

3 一般退職金

(1) 考え方

第2の3の(1)の別添4については、例えば、調査対象が中小企業であることなど、一般の労働者の退職金として示す数値に限りがあるため、一定の要件を満たすことを条件として、独自統計等を用いることを認める。

(2) 使用可能な独自統計等

次の①から③までの統計を認める。

- ① 統計法第2条第6項の基幹統計調査又は同条第7項に規定する一般統計調査に該当する調査

- ② ①以外の地方公共団体又は独立行政法人等による統計
- ③ ①及び②以外の統計であって、(3)の要件を満たすもの

(3) 独自統計等の要件

(2)の③の統計については、次の①から⑦までの事項を満たすものでなければならない。また、既存の統計ではなく、(2)の③の統計に該当する統計を作成するため、経済団体、労働組合、業界団体等が新たに調査を実施する場合には、当分の間、当該調査を実施する前に、厚生労働省職業安定局需給調整事業課に協議するものとする。

また、派遣元事業主は、(2)の③の統計を用いる場合には、当分の間、労使協定を締結する前に、厚生労働省職業安定局需給調整事業課に協議するものとする。ただし、経済団体、労働組合、業界団体等が実施した調査であって同課に協議したものによる統計を用いる場合には、労使協定を締結する前に、同課に報告するものとする。

- ① 調査対象とする受給者等が明確であること
- ② 適切なサンプルサイズが確保されていること。具体的には、職種ごとに標準誤差率5%以内又は250以上のサンプルサイズが確保されていること。
- ③ 標本が無作為に抽出されていること
- ④ 一般退職金を調査するものとして、適切な母集団が設定されていること。具体的には、母集団が少数の企業のみで構成されている場合や派遣先の顧客企業のみで構成されている場合等は、認められないこと。また、当該母集団の特性を⑦の公表の際に示すこと。
- ⑤ 一般退職金として用いる調査として、適切な復元処理を行っていること。
- ⑥ 調査時点が適切であること。原則として、適用しようとする退職金の直近1年以内の数値を調査することとする。
- ⑦ 経済団体、労働組合、業界団体等が行う公表を前提とした統計調査であること。

(4) 独自統計等を用いる場合の留意点

- ① 独自統計等の数値をもとに一般退職金を設定した場合には、独自統計等を労使協定に添付するとともに、独自統計等を用いる理由を労使協定に記載すること。
- ② 独自統計等の有効期間は5年とすること。

平成30年賃金構造基本統計調査による職種別平均賃金（時給換算）

別添1

無期雇用かつフルタイムの労働者について、（所定内給与＋特別給与÷1.2）÷所定内時間で時給換算したものを特別集計企業規模計

	基準値 (0年)	基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						参考値(0年) (補正前)
		1年	2年	3年	5年	10年	20年	
0 産業計	1,227	1,423	1,557	1,618	1,703	2,006	2,503	1,466
201 自然科学系研究者	1,528	1,772	1,939	2,015	2,121	2,498	3,117	1,808
202 化学分析員	1,130	1,311	1,434	1,490	1,568	1,848	2,305	1,356
203 技術士	1,962	2,276	2,490	2,588	2,723	3,208	4,002	2,302
204 一級建築士	-	-	-	-	-	-	-	-
205 測量技術者	1,184	1,373	1,502	1,562	1,643	1,936	2,415	1,418
206 システム・エンジニア	1,427	1,655	1,811	1,882	1,981	2,333	2,911	1,694
207 プログラマー	1,221	1,416	1,549	1,610	1,695	1,996	2,491	1,459
208 医師	3,930	4,559	4,987	5,184	5,455	6,426	8,017	4,538
209 歯科医師	-	-	-	-	-	-	-	-
210 獣医師	1,578	1,830	2,002	2,081	2,190	2,580	3,219	1,865
211 薬剤師	1,742	2,021	2,211	2,298	2,418	2,848	3,554	2,051
212 看護師	1,382	1,603	1,754	1,823	1,918	2,260	2,819	1,642
213 准看護師	1,223	1,419	1,552	1,613	1,698	2,000	2,495	1,462
214 看護補助者	959	1,112	1,217	1,265	1,331	1,568	1,956	1,162
215 診療放射線・診療エックス線技師	1,382	1,603	1,754	1,823	1,918	2,260	2,819	1,642
216 臨床検査技師	1,263	1,465	1,603	1,666	1,753	2,065	2,577	1,507
217 理学療法士・作業療法士	1,257	1,458	1,595	1,658	1,745	2,055	2,564	1,500
218 歯科衛生士	1,096	1,271	1,391	1,446	1,521	1,792	2,236	1,318
219 歯科技工士	-	-	-	-	-	-	-	-
220 栄養士	1,054	1,223	1,338	1,390	1,463	1,723	2,150	1,270
221 保育士（保育・保父）	1,039	1,205	1,318	1,370	1,442	1,699	2,120	1,253
222 介護支援専門員（ケアマネージャー）	1,182	1,371	1,500	1,559	1,641	1,933	2,411	1,415
223 ホームヘルパー	1,123	1,303	1,425	1,481	1,559	1,836	2,291	1,348
224 福祉施設介護員	1,045	1,212	1,326	1,378	1,450	1,709	2,132	1,260
225 弁護士	-	-	-	-	-	-	-	-
226 公認会計士・税理士	-	-	-	-	-	-	-	-
227 社会保険労務士	-	-	-	-	-	-	-	-
228 不動産鑑定士	-	-	-	-	-	-	-	-
229 幼稚園教諭	996	1,155	1,264	1,314	1,382	1,628	2,032	1,204
230 高等学校教員	1,573	1,825	1,996	2,075	2,183	2,572	3,209	1,860
231 大学教授	3,745	4,344	4,752	4,940	5,198	6,123	7,640	4,328
232 大学准教授	2,893	3,356	3,671	3,816	4,015	4,730	5,902	3,359
233 大学講師	2,362	2,740	2,997	3,115	3,278	3,862	4,818	2,756
234 各種学校・専修学校教員	1,379	1,600	1,750	1,819	1,914	2,255	2,813	1,639
235 個人教師・塾・予備校講師	1,160	1,346	1,472	1,530	1,610	1,897	2,366	1,390
236 記者	1,533	1,778	1,945	2,022	2,128	2,506	3,127	1,814
237 デザイナー	1,179	1,368	1,496	1,555	1,636	1,928	2,405	1,412
301 ワープロ・オペレーター	1,109	1,286	1,407	1,463	1,539	1,813	2,262	1,332
302 キーパンチャー	991	1,150	1,258	1,307	1,376	1,620	2,022	1,198
303 電子計算機オペレーター	1,129	1,310	1,433	1,489	1,567	1,846	2,303	1,355
401 百貨店店員	1,000	1,160	1,269	1,319	1,388	1,635	2,040	1,208
402 販売店員（百貨店店員を除く。）	988	1,146	1,254	1,303	1,371	1,615	2,016	1,195
403 スーパー店チェッカー	846	981	1,074	1,116	1,174	1,383	1,726	1,033
404 自動車外交販売員	1,099	1,275	1,395	1,450	1,525	1,797	2,242	1,321
405 家庭用品外交販売員	-	-	-	-	-	-	-	-
406 保険外交員	1,183	1,372	1,501	1,560	1,642	1,934	2,413	1,416
501 理容・美容師	871	1,010	1,105	1,149	1,209	1,424	1,777	1,062
502 洗たく工	858	995	1,089	1,132	1,191	1,403	1,750	1,047
503 調理士	1,034	1,199	1,312	1,364	1,435	1,691	2,109	1,247
504 調理士見習	850	986	1,079	1,121	1,180	1,390	1,734	1,038
505 給仕従事者	1,019	1,182	1,293	1,344	1,414	1,666	2,079	1,230
506 娯楽接客員	1,039	1,205	1,318	1,370	1,442	1,699	2,120	1,253
601 警備員	948	1,100	1,203	1,250	1,316	1,550	1,934	1,149
602 守衛	928	1,076	1,178	1,224	1,288	1,517	1,893	1,126
701 電車運転士	-	-	-	-	-	-	-	-
702 電車車掌	-	-	-	-	-	-	-	-
703 旅客掛	1,098	1,274	1,393	1,448	1,524	1,795	2,240	1,320
704 自家用乗用自動車運転者	827	959	1,049	1,091	1,148	1,352	1,687	1,012
705 自家用貨物自動車運転者	1,152	1,336	1,462	1,519	1,599	1,884	2,350	1,381
706 タクシー運転者	1,157	1,342	1,468	1,526	1,606	1,892	2,360	1,387
707 営業用バス運転者	1,199	1,391	1,522	1,581	1,664	1,960	2,446	1,435
708 営業用大型貨物自動車運転者	1,237	1,435	1,570	1,632	1,717	2,022	2,523	1,478
709 営業用普通・小型貨物自動車運転者	1,045	1,212	1,326	1,378	1,450	1,709	2,132	1,260
710 航空機操縦士	-	-	-	-	-	-	-	-
711 航空機客室乗務員	1,590	1,844	2,018	2,097	2,207	2,600	3,244	1,879
801 製鋼工	1,144	1,327	1,452	1,509	1,588	1,870	2,334	1,372
802 非鉄金属精錬工	1,089	1,263	1,382	1,436	1,512	1,781	2,222	1,309
803 鋳物工	950	1,102	1,206	1,253	1,319	1,553	1,938	1,152
804 型鍛造工	1,138	1,320	1,444	1,501	1,580	1,861	2,322	1,365
805 鉄鋼熱処理工	-	-	-	-	-	-	-	-
806 圧延伸張工	1,101	1,277	1,397	1,452	1,528	1,800	2,246	1,323

	基準値 (0年)	基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						参考値(0年) (補正前)
		1年	2年	3年	5年	10年	20年	
807 金属検査工	981	1,138	1,245	1,294	1,362	1,604	2,001	1,187
808 一般化学工	1,094	1,269	1,388	1,443	1,518	1,789	2,232	1,315
809 有機繊維系工	-	-	-	-	-	-	-	-
810 ガラス製品工	1,090	1,264	1,383	1,438	1,513	1,782	2,224	1,311
811 陶磁器工	985	1,143	1,250	1,299	1,367	1,610	2,009	1,191
812 旋盤工	1,023	1,187	1,298	1,349	1,420	1,673	2,087	1,235
813 フライス盤工	1,028	1,192	1,305	1,356	1,427	1,681	2,097	1,240
814 金属プレス工	982	1,139	1,246	1,295	1,363	1,606	2,003	1,188
815 鉄工	999	1,159	1,268	1,318	1,387	1,633	2,038	1,207
816 板金工	951	1,103	1,207	1,254	1,320	1,555	1,940	1,153
817 電気めっき工	950	1,102	1,206	1,253	1,319	1,553	1,938	1,151
818 パフ研磨工	812	942	1,030	1,071	1,127	1,328	1,656	995
819 仕上工	948	1,100	1,203	1,250	1,316	1,550	1,934	1,149
820 溶接工	1,101	1,277	1,397	1,452	1,528	1,800	2,246	1,323
821 機械組立工	1,100	1,276	1,396	1,451	1,527	1,799	2,244	1,322
822 機械検査工	1,069	1,240	1,357	1,410	1,484	1,748	2,181	1,287
823 機械修理工	1,117	1,296	1,417	1,473	1,550	1,826	2,279	1,341
824 重電機器組立工	1,196	1,387	1,518	1,578	1,660	1,955	2,440	1,431
825 通信機器組立工	1,078	1,250	1,368	1,422	1,496	1,763	2,199	1,297
826 半導体チップ製造工	-	-	-	-	-	-	-	-
827 プリント配線工	886	1,028	1,124	1,169	1,230	1,449	1,807	1,079
828 軽電機器検査工	927	1,075	1,176	1,223	1,287	1,516	1,891	1,125
829 自動車組立工	1,074	1,246	1,363	1,417	1,491	1,756	2,191	1,293
830 自動車整備工	994	1,153	1,261	1,311	1,380	1,625	2,028	1,201
831 パン・洋生菓子製造工	867	1,006	1,100	1,144	1,203	1,418	1,769	1,057
832 精紡工	-	-	-	-	-	-	-	-
833 織布工	-	-	-	-	-	-	-	-
834 洋裁工	-	-	-	-	-	-	-	-
835 ミシン縫製工	678	786	860	894	941	1,109	1,383	842
836 製材工	865	1,003	1,098	1,141	1,201	1,414	1,765	1,055
837 木型工	-	-	-	-	-	-	-	-
838 家具工	856	993	1,086	1,129	1,188	1,400	1,746	1,045
839 建具製造工	854	991	1,084	1,126	1,185	1,396	1,742	1,042
840 製紙工	1,111	1,289	1,410	1,465	1,542	1,816	2,266	1,334
841 紙器工	897	1,041	1,138	1,183	1,245	1,467	1,830	1,091
842 プロセス製版工	-	-	-	-	-	-	-	-
843 オフセット印刷工	960	1,114	1,218	1,266	1,332	1,570	1,958	1,163
844 合成樹脂製品成形工	954	1,107	1,211	1,258	1,324	1,560	1,946	1,156
845 金属・建築塗装工	1,022	1,186	1,297	1,348	1,419	1,671	2,085	1,233
846 機械製図工	1,211	1,405	1,537	1,597	1,681	1,980	2,470	1,448
847 ボイラー工	1,036	1,202	1,315	1,366	1,438	1,694	2,113	1,249
848 クレーン運転工	1,219	1,414	1,547	1,608	1,692	1,993	2,487	1,457
849 建設機械運転工	1,148	1,332	1,457	1,514	1,593	1,877	2,342	1,377
850 玉掛け作業員	957	1,110	1,214	1,262	1,328	1,565	1,952	1,160
851 発電・変電工	1,038	1,204	1,317	1,369	1,441	1,697	2,118	1,252
852 電気工	1,073	1,245	1,362	1,415	1,489	1,754	2,189	1,291
853 掘削・発破工	-	-	-	-	-	-	-	-
854 型枠大工	1,334	1,547	1,693	1,760	1,852	2,181	2,721	1,588
855 とび工	1,099	1,275	1,395	1,450	1,525	1,797	2,242	1,321
856 鉄筋工	-	-	-	-	-	-	-	-
857 大工	909	1,054	1,154	1,199	1,262	1,486	1,854	1,105
858 左官	-	-	-	-	-	-	-	-
859 配管工	1,200	1,392	1,523	1,583	1,666	1,962	2,448	1,436
860 はつり工	-	-	-	-	-	-	-	-
861 土工	1,156	1,341	1,467	1,525	1,605	1,890	2,358	1,386
862 港湾荷役作業員	1,120	1,299	1,421	1,477	1,555	1,831	2,285	1,345
863 ビル清掃員	887	1,029	1,126	1,170	1,231	1,450	1,809	1,080
864 用務員	940	1,090	1,193	1,240	1,305	1,537	1,918	1,140

- 注1) 賃金構造基本統計調査は企業規模10人以上の企業が集計対象となっている
注2) 賃金構造基本統計調査の勤続0年の特別給与は、採用日から6月30日までに支給されたものを集計しているため、採用日によっては冬季に支給される特別給与が含まれていない場合がある
注3) 通勤手当分として72円を控除
注4) 基準値(0年)は、新卒初任給を考慮し補正(▲12%)
注5) 1年以降は産業計の能力・経験調整指数を用いて計算
注6) 産業計の能力・経験調整指数は以下のとおり
- | 0年 | 1年 | 2年 | 3年 | 5年 | 10年 | 20年 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 100.0 | 116.0 | 126.9 | 131.9 | 138.8 | 163.5 | 204.0 |
- 注7) 計算の結果、最低賃金を下回る場合は最低賃金を用いること
注8) 参考値(0年)は新卒初任給(▲12%)及び通勤手当(72円)の補正前の数値
注9) サンプルサイズ30未満であり、かつ必要サンプルサイズを満たしていない職業等は「-」と表示

(円)

	基準値 (0年)	基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						参考値(0年)
		1年	2年	3年	5年	10年	20年	
職業計	1,156	1,341	1,467	1,525	1,605	1,890	2,358	1,362
A 管理的職業	1,481	1,718	1,879	1,953	2,056	2,421	3,021	1,706
01 管理的公務員	1,130	1,311	1,434	1,490	1,568	1,848	2,305	1,343
011 管理的公務員	1,130	1,311	1,434	1,490	1,568	1,848	2,305	1,343
02 法人・団体の役員	1,560	1,810	1,980	2,058	2,165	2,551	3,182	1,839
021 会社役員	2,017	2,340	2,560	2,660	2,800	3,298	4,115	2,455
029 その他の法人・団体の役員	1,315	1,525	1,669	1,734	1,825	2,150	2,683	1,511
03 法人・団体の管理職員	1,509	1,750	1,915	1,990	2,094	2,467	3,078	1,735
031 会社の管理職員	1,572	1,824	1,995	2,073	2,182	2,570	3,207	1,866
039 その他の法人管理職員等	1,438	1,668	1,825	1,897	1,996	2,351	2,934	1,588
04 その他の管理的職業	1,297	1,505	1,646	1,711	1,800	2,121	2,646	1,511
049 その他の管理的職業	1,297	1,505	1,646	1,711	1,800	2,121	2,646	1,511
B 専門的・技術的職業	1,271	1,474	1,613	1,676	1,764	2,078	2,593	1,535
05 研究者	1,243	1,442	1,577	1,640	1,725	2,032	2,536	1,528
051 研究者	1,243	1,442	1,577	1,640	1,725	2,032	2,536	1,528
06 農林水産技術者	1,075	1,247	1,364	1,418	1,492	1,758	2,193	1,244
061 農林水産技術者	1,075	1,247	1,364	1,418	1,492	1,758	2,193	1,244
07 開発技術者	1,235	1,433	1,567	1,629	1,714	2,019	2,519	1,614
071 食品開発技術者	1,148	1,332	1,457	1,514	1,593	1,877	2,342	1,397
072 電気・電子開発技術者等	1,259	1,460	1,598	1,661	1,747	2,058	2,568	1,651
073 機械開発技術者	1,220	1,415	1,548	1,609	1,693	1,995	2,489	1,591
074 自動車開発技術者	1,231	1,428	1,562	1,624	1,709	2,013	2,511	1,652
075 輸送用機器開発技術者	1,150	1,334	1,459	1,517	1,596	1,880	2,346	1,506
076 金属製錬・材料開発技術者	1,186	1,376	1,505	1,564	1,646	1,939	2,419	1,469
077 化学品開発技術者	1,252	1,452	1,589	1,651	1,738	2,047	2,554	1,559
079 その他の開発技術者	1,219	1,414	1,547	1,608	1,692	1,993	2,487	1,521
08 製造技術者	1,232	1,429	1,563	1,625	1,710	2,014	2,513	1,563
081 食品製造技術者	1,088	1,262	1,381	1,435	1,510	1,779	2,220	1,256
082 電気・電子製造技術者等	1,283	1,488	1,628	1,692	1,781	2,098	2,617	1,664
083 機械製造技術者	1,184	1,373	1,502	1,562	1,643	1,936	2,415	1,484
084 自動車製造技術者	1,137	1,319	1,443	1,500	1,578	1,859	2,319	1,441
085 輸送用機器製造技術者	1,134	1,315	1,439	1,496	1,574	1,854	2,313	1,354
086 金属製錬・材料製造技術者	1,160	1,346	1,472	1,530	1,610	1,897	2,366	1,418
087 化学品製造技術者	1,175	1,363	1,491	1,550	1,631	1,921	2,397	1,422
089 その他の製造技術者	1,133	1,314	1,438	1,494	1,573	1,852	2,311	1,372
09 建築・土木技術者等	1,382	1,603	1,754	1,823	1,918	2,260	2,819	1,788
091 建築技術者	1,365	1,583	1,732	1,800	1,895	2,232	2,785	1,789
092 土木技術者	1,436	1,666	1,822	1,894	1,993	2,348	2,929	1,819
093 測量技術者	1,162	1,348	1,475	1,533	1,613	1,900	2,370	1,495
10 情報処理・通信技術者	1,292	1,499	1,640	1,704	1,793	2,112	2,636	1,778
101 システムコンサルタント	1,290	1,496	1,637	1,702	1,791	2,109	2,632	1,803
102 システム設計技術者	1,322	1,534	1,678	1,744	1,835	2,161	2,697	1,840
103 プロジェクトマネージャー	1,564	1,814	1,985	2,063	2,171	2,557	3,191	2,111
104 ソフトウェア開発技術者	1,293	1,500	1,641	1,705	1,795	2,114	2,638	1,789

	基準値 (0年)	基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						参考値(0年)
		1年	2年	3年	5年	10年	20年	
105システム運用管理者	1,232	1,429	1,563	1,625	1,710	2,014	2,513	1,637
106通信ネットワーク技術者	1,269	1,472	1,610	1,674	1,761	2,075	2,589	1,737
109その他の情報処理技術者等	1,234	1,431	1,566	1,628	1,713	2,018	2,517	1,611
11その他の技術者	1,224	1,420	1,553	1,614	1,699	2,001	2,497	1,508
119その他の技術者	1,224	1,420	1,553	1,614	1,699	2,001	2,497	1,508
12医師、薬剤師等	1,800	2,088	2,284	2,374	2,498	2,943	3,672	2,177
121医師	4,676	5,424	5,934	6,168	6,490	7,645	9,539	5,970
122歯科医師	2,211	2,565	2,806	2,916	3,069	3,615	4,510	3,194
123獣医師	1,605	1,862	2,037	2,117	2,228	2,624	3,274	2,040
124薬剤師	1,755	2,036	2,227	2,315	2,436	2,869	3,580	2,097
13保健師、助産師等	1,276	1,480	1,619	1,683	1,771	2,086	2,603	1,443
131保健師	1,303	1,511	1,654	1,719	1,809	2,130	2,658	1,463
132助産師	1,448	1,680	1,838	1,910	2,010	2,367	2,954	1,677
133看護師、准看護師	1,274	1,478	1,617	1,680	1,768	2,083	2,599	1,441
14医療技術者	1,267	1,470	1,608	1,671	1,759	2,072	2,585	1,432
141診療放射線技師	1,285	1,491	1,631	1,695	1,784	2,101	2,621	1,478
142臨床工学技士	1,210	1,404	1,535	1,596	1,679	1,978	2,468	1,401
143臨床検査技師	1,191	1,382	1,511	1,571	1,653	1,947	2,430	1,364
144理学療法士	1,359	1,576	1,725	1,793	1,886	2,222	2,772	1,525
145作業療法士	1,327	1,539	1,684	1,750	1,842	2,170	2,707	1,486
146視能訓練士、言語聴覚士	1,305	1,514	1,656	1,721	1,811	2,134	2,662	1,465
147歯科衛生士	1,191	1,382	1,511	1,571	1,653	1,947	2,430	1,341
148歯科技工士	1,127	1,307	1,430	1,487	1,564	1,843	2,299	1,471
15その他の保健医療	1,128	1,308	1,431	1,488	1,566	1,844	2,301	1,294
151栄養士、管理栄養士	1,075	1,247	1,364	1,418	1,492	1,758	2,193	1,203
152あん摩マッサージ指圧師等	1,209	1,402	1,534	1,595	1,678	1,977	2,466	1,447
153柔道整復師	1,264	1,466	1,604	1,667	1,754	2,067	2,579	1,525
159他に分類されない保健医療	1,136	1,318	1,442	1,498	1,577	1,857	2,317	1,280
16社会福祉の専門的職業	1,153	1,337	1,463	1,521	1,600	1,885	2,352	1,274
161福祉相談・指導専門員	1,159	1,344	1,471	1,529	1,609	1,895	2,364	1,283
162福祉施設指導専門員	1,106	1,283	1,404	1,459	1,535	1,808	2,256	1,231
163保育士	1,126	1,306	1,429	1,485	1,563	1,841	2,297	1,235
169その他の社会福祉の職業	1,224	1,420	1,553	1,614	1,699	2,001	2,497	1,350
17法務の職業	1,295	1,502	1,643	1,708	1,797	2,117	2,642	1,628
172検察官	-	-	-	-	-	-	-	-
173弁護士	-	-	-	-	-	-	-	-
174弁理士	1,339	1,553	1,699	1,766	1,859	2,189	2,732	1,890
175司法書士	1,395	1,618	1,770	1,840	1,936	2,281	2,846	1,693
179その他の法務の職業	1,200	1,392	1,523	1,583	1,666	1,962	2,448	1,488
18経営・金融等の職業	1,310	1,520	1,662	1,728	1,818	2,142	2,672	1,663
181公認会計士	1,562	1,812	1,982	2,060	2,168	2,554	3,186	1,982
182税理士	1,414	1,640	1,794	1,865	1,963	2,312	2,885	1,893
183社会保険労務士	1,259	1,460	1,598	1,661	1,747	2,058	2,568	1,554
184金融・保険専門職	1,299	1,507	1,648	1,713	1,803	2,124	2,650	1,718
189その他の経営・金融等	1,271	1,474	1,613	1,676	1,764	2,078	2,593	1,585
19教育の職業	1,156	1,341	1,467	1,525	1,605	1,890	2,358	1,302
191幼稚園教員	1,107	1,284	1,405	1,460	1,537	1,810	2,258	1,186
192小学校教員	1,106	1,283	1,404	1,459	1,535	1,808	2,256	1,303

	基準値 (0年)	基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						参考値(0年)
		1年	2年	3年	5年	10年	20年	
193中学校教員	-	-	-	-	-	-	-	-
194高等学校教員	1,134	1,315	1,439	1,496	1,574	1,854	2,313	1,381
195中等教育学校教員	-	-	-	-	-	-	-	-
196特別支援学校教員	-	-	-	-	-	-	-	-
197高等専門学校教員	1,168	1,355	1,482	1,541	1,621	1,910	2,383	1,490
198大学教員	-	-	-	-	-	-	-	-
199その他の教育の職業	1,184	1,373	1,502	1,562	1,643	1,936	2,415	1,362
20宗教家	1,141	1,324	1,448	1,505	1,584	1,866	2,328	1,257
201宗教家	1,141	1,324	1,448	1,505	1,584	1,866	2,328	1,257
21著述家、記者、編集者	1,187	1,377	1,506	1,566	1,648	1,941	2,421	1,417
211著述家	1,224	1,420	1,553	1,614	1,699	2,001	2,497	1,509
212記者	1,189	1,379	1,509	1,568	1,650	1,944	2,426	1,388
213編集者	1,165	1,351	1,478	1,537	1,617	1,905	2,377	1,390
22美術家、デザイナー等	1,141	1,324	1,448	1,505	1,584	1,866	2,328	1,408
221彫刻家	-	-	-	-	-	-	-	-
222画家、書家、漫画家	1,073	1,245	1,362	1,415	1,489	1,754	2,189	1,286
223工芸美術家	-	-	-	-	-	-	-	-
224デザイナー	1,155	1,340	1,466	1,523	1,603	1,888	2,356	1,434
225写真家、映像撮影者	1,065	1,235	1,351	1,405	1,478	1,741	2,173	1,253
23音楽家、舞台芸術家	1,177	1,365	1,494	1,552	1,634	1,924	2,401	1,397
231音楽家	-	-	-	-	-	-	-	-
233俳優	-	-	-	-	-	-	-	-
234プロデューサー、演出家	1,189	1,379	1,509	1,568	1,650	1,944	2,426	1,414
235演芸家	-	-	-	-	-	-	-	-
24その他の専門的職業	1,168	1,355	1,482	1,541	1,621	1,910	2,383	1,372
241図書館司書	1,130	1,311	1,434	1,490	1,568	1,848	2,305	1,229
242学芸員	1,104	1,281	1,401	1,456	1,532	1,805	2,252	1,305
243カウンセラー	1,265	1,467	1,605	1,669	1,756	2,068	2,581	1,514
244個人教師	1,138	1,320	1,444	1,501	1,580	1,861	2,322	1,322
245職業スポーツ家	1,066	1,237	1,353	1,406	1,480	1,743	2,175	1,303
246通信機器操作員	1,084	1,257	1,376	1,430	1,505	1,772	2,211	1,252
249他に分類されない専門	1,232	1,429	1,563	1,625	1,710	2,014	2,513	1,482
C事務的職業	1,065	1,235	1,351	1,405	1,478	1,741	2,173	1,218
25一般事務員	1,026	1,190	1,302	1,353	1,424	1,678	2,093	1,154
251総務事務員	1,075	1,247	1,364	1,418	1,492	1,758	2,193	1,237
252人事事務員	1,235	1,433	1,567	1,629	1,714	2,019	2,519	1,436
253企画・調査事務員	1,232	1,429	1,563	1,625	1,710	2,014	2,513	1,479
254受付・案内事務員	1,034	1,199	1,312	1,364	1,435	1,691	2,109	1,164
255秘書	1,210	1,404	1,535	1,596	1,679	1,978	2,468	1,434
256電話応接事務員	1,100	1,276	1,396	1,451	1,527	1,799	2,244	1,254
257総合事務員	1,000	1,160	1,269	1,319	1,388	1,635	2,040	1,111
258医療・介護事務員	950	1,102	1,206	1,253	1,319	1,553	1,938	1,044
259その他の一般事務的職業	1,093	1,268	1,387	1,442	1,517	1,787	2,230	1,260
26会計事務員	1,131	1,312	1,435	1,492	1,570	1,849	2,307	1,347
261現金出納事務員	1,036	1,202	1,315	1,366	1,438	1,694	2,113	1,217
262銀行等窓口事務員	980	1,137	1,244	1,293	1,360	1,602	1,999	1,137
263経理事務員	1,118	1,297	1,419	1,475	1,552	1,828	2,281	1,321
269その他の会計事務的職業	1,244	1,443	1,579	1,641	1,727	2,034	2,538	1,564

	基準値 (0年)	基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						参考値(0年)
		1年	2年	3年	5年	10年	20年	
27生産関連事務員	1,098	1,274	1,393	1,448	1,524	1,795	2,240	1,292
271生産現場事務員	1,123	1,303	1,425	1,481	1,559	1,836	2,291	1,347
272出荷・受荷係事務員	1,057	1,226	1,341	1,394	1,467	1,728	2,156	1,207
28営業・販売関連事務員	1,135	1,317	1,440	1,497	1,575	1,856	2,315	1,321
281営業・販売事務員	1,117	1,296	1,417	1,473	1,550	1,826	2,279	1,295
289その他の営業・販売事務	1,225	1,421	1,555	1,616	1,700	2,003	2,499	1,442
29外勤事務員	1,105	1,282	1,402	1,457	1,534	1,807	2,254	1,268
291集金人	1,105	1,282	1,402	1,457	1,534	1,807	2,254	1,259
292訪問調査員	1,297	1,505	1,646	1,711	1,800	2,121	2,646	1,472
299その他の外勤事務の職業	1,064	1,234	1,350	1,403	1,477	1,740	2,171	1,229
30運輸・郵便事務	1,194	1,385	1,515	1,575	1,657	1,952	2,436	1,347
301旅客・貨物係事務員	992	1,151	1,259	1,308	1,377	1,622	2,024	1,079
302運行管理事務員	1,211	1,405	1,537	1,597	1,681	1,980	2,470	1,370
303郵便事務員	977	1,133	1,240	1,289	1,356	1,597	1,993	1,013
31事務用機器操作の職業	1,048	1,216	1,330	1,382	1,455	1,713	2,138	1,248
311パソコン操作員	1,068	1,239	1,355	1,409	1,482	1,746	2,179	1,306
312データ入力係員	1,026	1,190	1,302	1,353	1,424	1,678	2,093	1,203
313コンピュータ操作員	1,101	1,277	1,397	1,452	1,528	1,800	2,246	1,309
319その他の事務用機器操作	1,040	1,206	1,320	1,372	1,444	1,700	2,122	1,233
D販売の職業	1,170	1,357	1,485	1,543	1,624	1,913	2,387	-1,389
32商品販売の職業	1,086	1,260	1,378	1,432	1,507	1,776	2,215	1,262
321小売店主・店長	1,268	1,471	1,609	1,672	1,760	2,073	2,587	1,496
322卸売店主・店長	1,371	1,590	1,740	1,808	1,903	2,242	2,797	1,659
323小売店販売員	1,075	1,247	1,364	1,418	1,492	1,758	2,193	1,247
324卸売・商品実演販売員	1,157	1,342	1,468	1,526	1,606	1,892	2,360	1,298
325商品訪問・移動販売員	1,098	1,274	1,393	1,448	1,524	1,795	2,240	1,257
326再生資源回収・卸売人	1,185	1,375	1,504	1,563	1,645	1,937	2,417	1,348
327商品仕入営業員	1,227	1,423	1,557	1,618	1,703	2,006	2,503	1,475
33販売類似の職業	1,252	1,452	1,589	1,651	1,738	2,047	2,554	1,474
331不動産仲介・売買人	1,267	1,470	1,608	1,671	1,759	2,072	2,585	1,492
332保険代理人、保険仲立人	1,122	1,302	1,424	1,480	1,557	1,834	2,289	1,386
333有価証券売買・仲立人	-	-	-	-	-	-	-	-
334質屋店主・店員	1,111	1,289	1,410	1,465	1,542	1,816	2,266	1,331
339その他の販売類似の職業	1,116	1,295	1,416	1,472	1,549	1,825	2,277	1,274
34営業の職業	1,227	1,423	1,557	1,618	1,703	2,006	2,503	1,477
341飲食料品販売営業員	1,183	1,372	1,501	1,560	1,642	1,934	2,413	1,353
342化学品販売営業員	1,185	1,375	1,504	1,563	1,645	1,937	2,417	1,395
343医薬品営業員	1,211	1,405	1,537	1,597	1,681	1,980	2,470	1,389
344機械器具販売営業員	1,177	1,365	1,494	1,552	1,634	1,924	2,401	1,431
345通信・情報システム営業員	1,268	1,471	1,609	1,672	1,760	2,073	2,587	1,611
346金融・保険営業員	1,168	1,355	1,482	1,541	1,621	1,910	2,383	1,447
347不動産営業員	1,309	1,518	1,661	1,727	1,817	2,140	2,670	1,590
349その他の営業の職業	1,230	1,427	1,561	1,622	1,707	2,011	2,509	1,472
Eサービスの職業	1,098	1,274	1,393	1,448	1,524	1,795	2,240	1,253
35家庭生活支援サービス	1,117	1,296	1,417	1,473	1,550	1,826	2,279	1,233
351家政婦(夫)、家事手伝	1,134	1,315	1,439	1,496	1,574	1,854	2,313	1,228
359その他の家庭生活サービス	1,099	1,275	1,395	1,450	1,525	1,797	2,242	1,238
36介護サービスの職業	1,048	1,216	1,330	1,382	1,455	1,713	2,138	1,152

	基準値 (0年)	基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						参考値(0年)
		1年	2年	3年	5年	10年	20年	
361施設介護員	1,022	1,186	1,297	1,348	1,419	1,671	2,085	1,129
362訪問介護職	1,169	1,356	1,483	1,542	1,623	1,911	2,385	1,258
37保健医療サービス	939	1,089	1,192	1,239	1,303	1,535	1,916	1,026
371看護助手	913	1,059	1,159	1,204	1,267	1,493	1,863	987
372歯科助手	961	1,115	1,220	1,268	1,334	1,571	1,960	1,058
379その他の保健医療サービス	953	1,105	1,209	1,257	1,323	1,558	1,944	1,043
38生活衛生サービス	1,126	1,306	1,429	1,485	1,563	1,841	2,297	1,365
381理容師	1,293	1,500	1,641	1,705	1,795	2,114	2,638	1,583
382美容師	1,117	1,296	1,417	1,473	1,550	1,826	2,279	1,384
383美容サービス職	1,080	1,253	1,371	1,425	1,499	1,766	2,203	1,281
384浴場従事人	1,007	1,168	1,278	1,328	1,398	1,646	2,054	1,112
385クリーニング職	993	1,152	1,260	1,310	1,378	1,624	2,026	1,075
389その他の生活衛生サービス	964	1,118	1,223	1,272	1,338	1,576	1,967	1,073
39飲食物調理の職業	1,149	1,333	1,458	1,516	1,595	1,879	2,344	1,355
391調理人	1,149	1,333	1,458	1,516	1,595	1,879	2,344	1,355
392バーテンダー	1,186	1,376	1,505	1,564	1,646	1,939	2,419	1,397
40接客・給仕の職業	1,201	1,393	1,524	1,584	1,667	1,964	2,450	1,394
401飲食店主・店長	1,305	1,514	1,656	1,721	1,811	2,134	2,662	1,499
402旅館・ホテル支配人	1,617	1,876	2,052	2,133	2,244	2,644	3,299	1,757
403飲食物給仕係	1,221	1,416	1,549	1,610	1,695	1,996	2,491	1,455
404旅館・ホテル・乗物接客員	1,051	1,219	1,334	1,386	1,459	1,718	2,144	1,185
405接客社交係、芸者等	1,080	1,253	1,371	1,425	1,499	1,766	2,203	1,281
406娯楽場等接客員	1,130	1,311	1,434	1,490	1,568	1,848	2,305	1,266
409その他の接客・給仕の職業	1,148	1,332	1,457	1,514	1,593	1,877	2,342	1,374
41居住施設・ビルの管理	1,118	1,297	1,419	1,475	1,552	1,828	2,281	1,229
411マンション管理人等	1,079	1,252	1,369	1,423	1,498	1,764	2,201	1,160
412寄宿舎・寮管理人	1,254	1,455	1,591	1,654	1,741	2,050	2,558	1,334
413ビル管理人	1,153	1,337	1,463	1,521	1,600	1,885	2,352	1,296
414駐車場・駐輪場管理人	1,018	1,181	1,292	1,343	1,413	1,664	2,077	1,101
419その他の居住施設等の管理	1,176	1,364	1,492	1,551	1,632	1,923	2,399	1,358
42その他のサービス	1,064	1,234	1,350	1,403	1,477	1,740	2,171	1,212
421添乗員、観光案内人	1,026	1,190	1,302	1,353	1,424	1,678	2,093	1,163
422物品一時預り人	-	-	-	-	-	-	-	-
423物品賃貸人	1,024	1,188	1,299	1,351	1,421	1,674	2,089	1,174
424広告宣伝人	1,122	1,302	1,424	1,480	1,557	1,834	2,289	1,244
425葬儀師、火葬係	1,091	1,266	1,384	1,439	1,514	1,784	2,226	1,258
426トリマー	940	1,090	1,193	1,240	1,305	1,537	1,918	1,068
429他に分類されないサービス	1,074	1,246	1,363	1,417	1,491	1,756	2,191	1,217
F 保安の職業	1,025	1,189	1,301	1,352	1,423	1,676	2,091	1,119
43自衛官	-	-	-	-	-	-	-	-
431自衛官	-	-	-	-	-	-	-	-
44司法警察職員	1,221	1,416	1,549	1,610	1,695	1,996	2,491	1,296
441警察官	1,144	1,327	1,452	1,509	1,588	1,870	2,334	1,227
442海上保安官	-	-	-	-	-	-	-	-
449その他の司法警察職員	-	-	-	-	-	-	-	-
45その他の保安職業	1,024	1,188	1,299	1,351	1,421	1,674	2,089	1,119
451看守	-	-	-	-	-	-	-	-
452消防員	993	1,152	1,260	1,310	1,378	1,624	2,026	1,085

	基準値 (0年)	基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						参考値(0年)
		1年	2年	3年	5年	10年	20年	
453警備員	1,019	1,182	1,293	1,344	1,414	1,666	2,079	1,088
459他に分類されない保安	1,030	1,195	1,307	1,359	1,430	1,684	2,101	1,150
G農林漁業の職業	1,060	1,230	1,345	1,398	1,471	1,733	2,162	1,228
46農業の職業	1,049	1,217	1,331	1,384	1,456	1,715	2,140	1,212
461農耕作業員	975	1,131	1,237	1,286	1,353	1,594	1,989	1,079
462養畜作業員	1,048	1,216	1,330	1,382	1,455	1,713	2,138	1,189
463植木職、造園師	1,145	1,328	1,453	1,510	1,589	1,872	2,336	1,413
469その他の農業の職業	1,010	1,172	1,282	1,332	1,402	1,651	2,060	1,143
47林業の職業	1,088	1,262	1,381	1,435	1,510	1,779	2,220	1,288
471育林作業員	1,063	1,233	1,349	1,402	1,475	1,738	2,169	1,263
472伐木・造材・集材作業員	1,105	1,282	1,402	1,457	1,534	1,807	2,254	1,304
479その他の林業の職業	1,032	1,197	1,310	1,361	1,432	1,687	2,105	1,236
48漁業の職業	1,124	1,304	1,426	1,483	1,560	1,838	2,293	1,261
481漁労作業員	1,207	1,400	1,532	1,592	1,675	1,973	2,462	1,366
482漁労船の船長・航海士等	-	-	-	-	-	-	-	-
483海藻・貝類採取作業員	-	-	-	-	-	-	-	-
484水産養殖作業員	1,081	1,254	1,372	1,426	1,500	1,767	2,205	1,205
489その他の漁業の職業	1,017	1,180	1,291	1,341	1,412	1,663	2,075	1,158
H生産工程の職業	1,060	1,230	1,345	1,398	1,471	1,733	2,162	1,277
49生産設備（金属）	1,056	1,225	1,340	1,393	1,466	1,727	2,154	1,260
491製鉄・製鋼製錬設備等	1,042	1,209	1,322	1,374	1,446	1,704	2,126	1,247
492鑄造・鍛造設備	1,074	1,246	1,363	1,417	1,491	1,756	2,191	1,284
493金属工作設備制御・監視員	1,049	1,217	1,331	1,384	1,456	1,715	2,140	1,253
494金属プレス設備	1,034	1,199	1,312	1,364	1,435	1,691	2,109	1,230
495鉄工・製缶設備	1,069	1,240	1,357	1,410	1,484	1,748	2,181	1,324
496板金設備制御・監視員	1,042	1,209	1,322	1,374	1,446	1,704	2,126	1,273
497めっき・金属研磨設備	1,043	1,210	1,324	1,376	1,448	1,705	2,128	1,238
498金属溶接・溶断設備	1,085	1,259	1,377	1,431	1,506	1,774	2,213	1,303
499その他の生産設備（金属）	1,055	1,224	1,339	1,392	1,464	1,725	2,152	1,237
50生産設備（金属除く）	1,048	1,216	1,330	1,382	1,455	1,713	2,138	1,217
501化学製品生産設備	1,073	1,245	1,362	1,415	1,489	1,754	2,189	1,257
502窯業製品生産設備	1,086	1,260	1,378	1,432	1,507	1,776	2,215	1,245
503食料品生産設備	1,029	1,194	1,306	1,357	1,428	1,682	2,099	1,180
504飲料・たばこ生産設備	1,021	1,184	1,296	1,347	1,417	1,669	2,083	1,191
505紡織・衣服生産設備等	993	1,152	1,260	1,310	1,378	1,624	2,026	1,130
506木製製品生産設備等	1,036	1,202	1,315	1,366	1,438	1,694	2,113	1,200
507印刷・製本設備	1,047	1,215	1,329	1,381	1,453	1,712	2,136	1,237
508ゴム生産設備等	1,046	1,213	1,327	1,380	1,452	1,710	2,134	1,213
509その他の生産設備	1,079	1,252	1,369	1,423	1,498	1,764	2,201	1,279
51生産設備（機械）	1,055	1,224	1,339	1,392	1,464	1,725	2,152	1,237
511一般機械器具組立設備	1,082	1,255	1,373	1,427	1,502	1,769	2,207	1,299
512電気機械器具組立設備	1,025	1,189	1,301	1,352	1,423	1,676	2,091	1,178
513自動車組立設備	1,039	1,205	1,318	1,370	1,442	1,699	2,120	1,184
514輸送用機械器具組立設備	1,106	1,283	1,404	1,459	1,535	1,808	2,256	1,337
515計量計測機器組立設備等	1,076	1,248	1,365	1,419	1,493	1,759	2,195	1,295
52金属材料製造等	1,078	1,250	1,368	1,422	1,496	1,763	2,199	1,318
521製鉄工、製鋼工	1,076	1,248	1,365	1,419	1,493	1,759	2,195	1,254
522非鉄金属製錬工	1,084	1,257	1,376	1,430	1,505	1,772	2,211	1,257

	基準値 (0年)	基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						参考値(0年)
		1年	2年	3年	5年	10年	20年	
523鋳物製造工	1,060	1,230	1,345	1,398	1,471	1,733	2,162	1,222
524鍛造工	1,130	1,311	1,434	1,490	1,568	1,848	2,305	1,363
525金属熱処理工	1,078	1,250	1,368	1,422	1,496	1,763	2,199	1,273
526圧延工	1,076	1,248	1,365	1,419	1,493	1,759	2,195	1,254
527汎用金属工作機械工	1,063	1,233	1,349	1,402	1,475	1,738	2,169	1,296
528数値制御金属工作機械工	1,059	1,228	1,344	1,397	1,470	1,731	2,160	1,304
531金属プレス工	1,041	1,208	1,321	1,373	1,445	1,702	2,124	1,239
532鉄工・製缶工	1,113	1,291	1,412	1,468	1,545	1,820	2,271	1,382
533板金工	1,100	1,276	1,396	1,451	1,527	1,799	2,244	1,416
534めっき工、金属研磨工	1,035	1,201	1,313	1,365	1,437	1,692	2,111	1,205
535くぎ・ばね製造工等	1,029	1,194	1,306	1,357	1,428	1,682	2,099	1,201
536金属製品製造工	1,051	1,219	1,334	1,386	1,459	1,718	2,144	1,270
537金属溶接・溶断工	1,109	1,286	1,407	1,463	1,539	1,813	2,262	1,358
539その他の金属材料製造等	1,075	1,247	1,364	1,418	1,492	1,758	2,193	1,260
54製品製造・加工処理	1,003	1,163	1,273	1,323	1,392	1,640	2,046	1,148
541化学製品製造工	1,051	1,219	1,334	1,386	1,459	1,718	2,144	1,212
542窯業・土石製品製造工	1,061	1,231	1,346	1,399	1,473	1,735	2,164	1,226
543精穀・製粉製造工等	1,012	1,174	1,284	1,335	1,405	1,655	2,064	1,135
544めん類製造工	989	1,147	1,255	1,304	1,373	1,617	2,018	1,099
545パン・菓子製造工	1,010	1,172	1,282	1,332	1,402	1,651	2,060	1,166
546豆腐・こんにゃく製造工等	963	1,117	1,222	1,270	1,337	1,575	1,965	1,064
547かん詰・びん詰製造工等	921	1,068	1,169	1,215	1,278	1,506	1,879	1,009
548乳・乳製品製造工	979	1,136	1,242	1,291	1,359	1,601	1,997	1,093
551食肉加工品製造工	1,049	1,217	1,331	1,384	1,456	1,715	2,140	1,222
552水産物加工工	947	1,099	1,202	1,249	1,314	1,548	1,932	1,042
553保存食品製造工等	962	1,116	1,221	1,269	1,335	1,573	1,962	1,063
554弁当・惣菜類製造工	1,027	1,191	1,303	1,355	1,425	1,679	2,095	1,148
555野菜つけ物工	934	1,083	1,185	1,232	1,296	1,527	1,905	1,030
556飲料・たばこ製造工	1,003	1,163	1,273	1,323	1,392	1,640	2,046	1,134
557紡織工	972	1,128	1,233	1,282	1,349	1,589	1,983	1,100
558衣服・繊維製品製造工	867	1,006	1,100	1,144	1,203	1,418	1,769	942
561木製品製造工	1,003	1,163	1,273	1,323	1,392	1,640	2,046	1,180
562パルプ・紙・紙製品製造工	1,000	1,160	1,269	1,319	1,388	1,635	2,040	1,133
563印刷・製本作業員	1,042	1,209	1,322	1,374	1,446	1,704	2,126	1,222
564ゴム製品製造工	1,014	1,176	1,287	1,337	1,407	1,658	2,069	1,150
565プラスチック製品製造工	1,024	1,188	1,299	1,351	1,421	1,674	2,089	1,189
569その他の製品製造等	1,019	1,182	1,293	1,344	1,414	1,666	2,079	1,165
57機械組立の職業	1,044	1,211	1,325	1,377	1,449	1,707	2,130	1,246
571一般機械器具組立工	1,092	1,267	1,386	1,440	1,516	1,785	2,228	1,339
572電気機械組立工	1,020	1,183	1,294	1,345	1,416	1,668	2,081	1,231
573電気通信機械器具組立工	975	1,131	1,237	1,286	1,353	1,594	1,989	1,114
574電子応用機械器具組立工	1,022	1,186	1,297	1,348	1,419	1,671	2,085	1,258
575電子機械器具組立工等	964	1,118	1,223	1,272	1,338	1,576	1,967	1,097
576半導体製品製造工	1,025	1,189	1,301	1,352	1,423	1,676	2,091	1,174
577電球・電子管組立工	937	1,087	1,189	1,236	1,301	1,532	1,911	1,058
578乾電池・蓄電池製造工	1,052	1,220	1,335	1,388	1,460	1,720	2,146	1,166
581被覆電線製造工	956	1,109	1,213	1,261	1,327	1,563	1,950	1,087
582束線工	899	1,043	1,141	1,186	1,248	1,470	1,834	980

	基準値 (0年)	基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						参考値(0年)
		1年	2年	3年	5年	10年	20年	
583電子機器部品組立工	963	1,117	1,222	1,270	1,337	1,575	1,965	1,097
584自動車組立工	1,032	1,197	1,310	1,361	1,432	1,687	2,105	1,184
585輸送用機械器具組立工	1,059	1,228	1,344	1,397	1,470	1,731	2,160	1,246
586計量計測機器組立工	1,028	1,192	1,305	1,356	1,427	1,681	2,097	1,215
587光学機械器具組立工	961	1,115	1,220	1,268	1,334	1,571	1,960	1,129
588レンズ研磨工・加工工	953	1,105	1,209	1,257	1,323	1,558	1,944	1,091
591時計組立工	852	988	1,081	1,124	1,183	1,393	1,738	929
599その他の機械組立の職業	1,055	1,224	1,339	1,392	1,464	1,725	2,152	1,262
60機械整備・修理の職業	1,095	1,270	1,390	1,444	1,520	1,790	2,234	1,355
601一般機械器具修理工	1,113	1,291	1,412	1,468	1,545	1,820	2,271	1,372
602電気機械器具修理工	1,123	1,303	1,425	1,481	1,559	1,836	2,291	1,406
603自動車整備工	1,079	1,252	1,369	1,423	1,498	1,764	2,201	1,336
604輸送用機械器具整備等	1,118	1,297	1,419	1,475	1,552	1,828	2,281	1,331
605計量計測機器修理工等	1,126	1,306	1,429	1,485	1,563	1,841	2,297	1,372
61製品検査(金属)	1,019	1,182	1,293	1,344	1,414	1,666	2,079	1,192
611金属材料検査工	1,009	1,170	1,280	1,331	1,400	1,650	2,058	1,175
612金属加工・溶接検査工	1,022	1,186	1,297	1,348	1,419	1,671	2,085	1,197
62製品検査(金属除く)	989	1,147	1,255	1,304	1,373	1,617	2,018	1,110
621化学製品検査工	1,067	1,238	1,354	1,407	1,481	1,745	2,177	1,253
622窯業製品検査工	1,091	1,266	1,384	1,439	1,514	1,784	2,226	1,251
623食料品検査工	1,014	1,176	1,287	1,337	1,407	1,658	2,069	1,130
624飲料・たばこ検査工	999	1,159	1,268	1,318	1,387	1,633	2,038	1,116
625紡織・衣服製品検査工等	889	1,031	1,128	1,173	1,234	1,454	1,814	972
626木製製品・パルプ検査工等	955	1,108	1,212	1,260	1,326	1,561	1,948	1,051
627印刷・製本検査工	956	1,109	1,213	1,261	1,327	1,563	1,950	1,057
628ゴム製品検査工等	949	1,101	1,204	1,252	1,317	1,552	1,936	1,043
629その他の製品検査の職業	1,010	1,172	1,282	1,332	1,402	1,651	2,060	1,143
63機械検査の職業	1,036	1,202	1,315	1,366	1,438	1,694	2,113	1,216
631一般機械器具検査工	1,069	1,240	1,357	1,410	1,484	1,748	2,181	1,274
632電気機械器具検査工	996	1,155	1,264	1,314	1,382	1,628	2,032	1,150
633自動車検査工	1,054	1,223	1,338	1,390	1,463	1,723	2,150	1,243
634輸送用機械器具検査工	1,099	1,275	1,395	1,450	1,525	1,797	2,242	1,281
635計量計測機器検査工等	1,013	1,175	1,285	1,336	1,406	1,656	2,067	1,167
64生産関連・生産類似	1,120	1,299	1,421	1,477	1,555	1,831	2,285	1,426
641塗装工	1,115	1,293	1,415	1,471	1,548	1,823	2,275	1,431
642画工・看板制作工	1,082	1,255	1,373	1,427	1,502	1,769	2,207	1,330
643製図工	1,136	1,318	1,442	1,498	1,577	1,857	2,317	1,449
644パタンナー	1,006	1,167	1,277	1,327	1,396	1,645	2,052	1,161
649その他の生産関連等	1,063	1,233	1,349	1,402	1,475	1,738	2,169	1,248
Ⅰ輸送・機械運転の職業	1,218	1,413	1,546	1,607	1,691	1,991	2,485	1,380
65鉄道運転の職業	998	1,158	1,266	1,316	1,385	1,632	2,036	1,109
651電車運転士	984	1,141	1,249	1,298	1,366	1,609	2,007	1,079
659その他の鉄道運転の職業	1,015	1,177	1,288	1,339	1,409	1,660	2,071	1,145
66自動車運転の職業	1,226	1,422	1,556	1,617	1,702	2,005	2,501	1,381
661バス運転手	1,138	1,320	1,444	1,501	1,580	1,861	2,322	1,267
662乗用自動車運転手	987	1,145	1,253	1,302	1,370	1,614	2,013	1,082
663貨物自動車運転手	1,294	1,501	1,642	1,707	1,796	2,116	2,640	1,466
669その他の自動車運転の職業	1,212	1,406	1,538	1,599	1,682	1,982	2,472	1,382

	基準値 (0年)	基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						参考値(0年)
		1年	2年	3年	5年	10年	20年	
67船舶・航空機運転	1,294	1,501	1,642	1,707	1,796	2,116	2,640	1,563
671船長（漁労船を除く）	1,272	1,476	1,614	1,678	1,766	2,080	2,595	1,537
672航海士・運航士、水先人	1,281	1,486	1,626	1,690	1,778	2,094	2,613	1,512
673船舶機関長・機関士	-	-	-	-	-	-	-	-
674航空機操縦士	-	-	-	-	-	-	-	-
68その他の輸送の職業	1,104	1,281	1,401	1,456	1,532	1,805	2,252	1,212
681車掌	947	1,099	1,202	1,249	1,314	1,548	1,932	1,019
682駅構内係	933	1,082	1,184	1,231	1,295	1,525	1,903	988
683甲板員、船舶機関員	1,271	1,474	1,613	1,676	1,764	2,078	2,593	1,486
684フォークリフト運転作業員	1,105	1,282	1,402	1,457	1,534	1,807	2,254	1,209
689他に分類されない輸送	1,083	1,256	1,374	1,428	1,503	1,771	2,209	1,237
69定置・建設機械運転	1,213	1,407	1,539	1,600	1,684	1,983	2,475	1,422
691発電員、変電員	1,115	1,293	1,415	1,471	1,548	1,823	2,275	1,384
692ポイラーオペレーター	1,077	1,249	1,367	1,421	1,495	1,761	2,197	1,245
693クレーン・巻上機運転工	1,277	1,481	1,621	1,684	1,772	2,088	2,605	1,524
694ポンプ・送風機運転工	1,160	1,346	1,472	1,530	1,610	1,897	2,366	1,363
695建設機械運転工	1,278	1,482	1,622	1,686	1,774	2,090	2,607	1,506
696玉掛作業員	1,151	1,335	1,461	1,518	1,598	1,882	2,348	1,298
697ビル設備管理員	1,164	1,350	1,477	1,535	1,616	1,903	2,375	1,341
699その他の定置機械運転等	1,091	1,266	1,384	1,439	1,514	1,784	2,226	1,270
J建設・採掘の職業	1,189	1,379	1,509	1,568	1,650	1,944	2,426	1,500
70建設躯体工事の職業	1,263	1,465	1,603	1,666	1,753	2,065	2,577	1,622
701型枠大工	1,257	1,458	1,595	1,658	1,745	2,055	2,564	1,640
702とび工	1,270	1,473	1,612	1,675	1,763	2,076	2,591	1,622
703鉄筋工	1,234	1,431	1,566	1,628	1,713	2,018	2,517	1,597
71建設の職業	1,185	1,375	1,504	1,563	1,645	1,937	2,417	1,514
711大工	1,189	1,379	1,509	1,568	1,650	1,944	2,426	1,550
712ブロック積工、タイル張工	1,219	1,414	1,547	1,608	1,692	1,993	2,487	1,539
713屋根ふき工	1,189	1,379	1,509	1,568	1,650	1,944	2,426	1,513
714左官	1,206	1,399	1,530	1,591	1,674	1,972	2,460	1,528
715畳工	1,063	1,233	1,349	1,402	1,475	1,738	2,169	1,277
716配管工	1,174	1,362	1,490	1,549	1,630	1,919	2,395	1,494
717内装工	1,186	1,376	1,505	1,564	1,646	1,939	2,419	1,537
718防水工	1,235	1,433	1,567	1,629	1,714	2,019	2,519	1,605
719その他の建設の職業	1,181	1,370	1,499	1,558	1,639	1,931	2,409	1,476
72電気工事の職業	1,139	1,321	1,445	1,502	1,581	1,862	2,324	1,467
721送電線架線・敷設作業員	1,220	1,415	1,548	1,609	1,693	1,995	2,489	1,527
722配電線架線・敷設作業員	1,117	1,296	1,417	1,473	1,550	1,826	2,279	1,428
723通信線架線・敷設作業員	1,101	1,277	1,397	1,452	1,528	1,800	2,246	1,389
724電気通信設備作業員	1,129	1,310	1,433	1,489	1,567	1,846	2,303	1,432
725電気工事作業員	1,141	1,324	1,448	1,505	1,584	1,866	2,328	1,473
73土木の職業	1,194	1,385	1,515	1,575	1,657	1,952	2,436	1,459
731土木作業員	1,192	1,383	1,513	1,572	1,654	1,949	2,432	1,458
732鉄道線路工事作業員	1,324	1,536	1,680	1,746	1,838	2,165	2,701	1,543
733ダム・トンネル掘削作業員	1,317	1,528	1,671	1,737	1,828	2,153	2,687	1,582
74採掘の職業	1,234	1,431	1,566	1,628	1,713	2,018	2,517	1,462
741採鉱員	1,108	1,285	1,406	1,461	1,538	1,812	2,260	1,313
742石切出作業員	1,150	1,334	1,459	1,517	1,596	1,880	2,346	1,335

	基準値 (0年)	基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						参考値(0年)
		1年	2年	3年	5年	10年	20年	
743じゃり・砂採取作業員等	1,140	1,322	1,447	1,504	1,582	1,864	2,326	1,296
749その他の採掘の職業	1,394	1,617	1,769	1,839	1,935	2,279	2,844	1,698
K運搬・清掃等の職業	1,078	1,250	1,368	1,422	1,496	1,763	2,199	1,202
75運搬の職業	1,110	1,288	1,409	1,464	1,541	1,815	2,264	1,238
751郵便集配員、電報配達員	993	1,152	1,260	1,310	1,378	1,624	2,026	1,043
752港湾荷役作業員	1,075	1,247	1,364	1,418	1,492	1,758	2,193	1,194
753陸上荷役・運搬作業員	1,128	1,308	1,431	1,488	1,566	1,844	2,301	1,272
754倉庫作業員	1,083	1,256	1,374	1,428	1,503	1,771	2,209	1,203
755配達員	1,128	1,308	1,431	1,488	1,566	1,844	2,301	1,260
756荷造作業員	1,015	1,177	1,288	1,339	1,409	1,660	2,071	1,130
76清掃の職業	1,043	1,210	1,324	1,376	1,448	1,705	2,128	1,154
761ビル・建物清掃員	984	1,141	1,249	1,298	1,366	1,609	2,007	1,061
762ハウスクリーニング作業員	1,100	1,276	1,396	1,451	1,527	1,799	2,244	1,298
763道路・公園清掃員	1,097	1,273	1,392	1,447	1,523	1,794	2,238	1,239
764ごみ収集・し尿汲取作業員	1,071	1,242	1,359	1,413	1,487	1,751	2,185	1,167
765産業廃棄物収集作業員	1,134	1,315	1,439	1,496	1,574	1,854	2,313	1,262
769その他の清掃の職業	1,133	1,314	1,438	1,494	1,573	1,852	2,311	1,298
77包装の職業	953	1,105	1,209	1,257	1,323	1,558	1,944	1,030
771製品包装作業員	953	1,105	1,209	1,257	1,323	1,558	1,944	1,031
779その他の包装の職業	944	1,095	1,198	1,245	1,310	1,543	1,926	1,017
78その他の運搬等の職業	1,051	1,219	1,334	1,386	1,459	1,718	2,144	1,176
781選別作業員	1,052	1,220	1,335	1,388	1,460	1,720	2,146	1,154
782軽作業員	1,051	1,219	1,334	1,386	1,459	1,718	2,144	1,189
789他に分類されない運搬等	1,043	1,210	1,324	1,376	1,448	1,705	2,128	1,173

注1) 基準値(0年)は、平成30年度にハローワークで受理した無期かつフルタイムの求人に係る求人賃金(月給)の下限額の平均を、一定の計算方法(月額×12÷52÷40)で時給換算し賃金構造基本統計調査から計算した賞与指数(0年)を乗じて作成

注2) 求人件数が30件未満の職業は「-」を表示

注3) 賞与指数(0年)は、1.02

注4) 賞与指数の計算には、賃金構造基本統計調査の勤続0年の特別給与が使われているが、賃金構造基本統計調査の勤続0年の特別給与は、採用日から6月30日までに支給されたものを集計しているため、採用日によっては冬季に支給される特別給与が含まれていない場合がある

注5) 各年の金額は、基準値(0年)に賃金構造基本統計調査から計算した能力・経験調整指数を乗じて作成

0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
100	116.0	126.9	131.9	138.8	163.5	204.0

注6) 計算の結果、最低賃金を下回る場合は最低賃金を用いること

注7) 参考値(0年)は、平成30年度にハローワークで受理した無期かつフルタイムの求人に係る求人賃金(月給)の上限額と下限額の間値の平均を時給換算(月額×12÷52÷40)した額

注8) 上記職業分類は、平成23年改定「厚生労働省編職業分類」に基づく

平成30年度職業安定業務統計による地域指数

	都道府県別地域指数 (※)
全国計	100.0
北海道	92.0
青森	83.6
岩手	86.7
宮城	96.8
秋田	85.5
山形	88.6
福島	92.3
茨城	99.9
栃木	98.5
群馬	98.5
埼玉	105.5
千葉	105.5
東京	114.1
神奈川	109.5
新潟	93.9
富山	97.5
石川	97.2
福井	97.2
山梨	98.3
長野	97.4
岐阜	99.9
静岡	100.0
愛知	105.4
三重	98.6
滋賀	98.7
京都	101.5
大阪	108.3
兵庫	101.8
奈良	100.4
和歌山	92.2
鳥取	88.9
島根	87.2
岡山	96.2
広島	97.7
山口	91.0
徳島	91.2
香川	95.9
愛媛	90.1
高知	87.5
福岡	91.8
佐賀	86.0
長崎	84.5
熊本	87.6
大分	89.9
宮崎	84.8
鹿児島	86.4
沖縄	84.4

※ 平成30年度にハローワークで受理した無期かつフルタイムの求人に係る求人賃金（月給）の上限額と下限額の間値の平均の全国計を100として、職業大分類の構成比の違いを除去して指数化

平成30年度職業安定業務統計による地域指数

	ハローワーク別地域指数 (※)
全国計	100.0
北海道	92.0
0101 札幌計	96.7
0102 函館計	87.4
0103 旭川計	88.7
0104 帯広計	93.4
0105 北見計	86.2
0106 紋別計	88.3
0107 小樽計	85.2
0108 滝川計	87.8
0109 釧路計	87.7
0110 室蘭計	92.1
0111 岩見沢計	88.1
0112 稚内計	88.8
0113 岩内計	93.1
0114 留萌計	84.9
0115 名寄計	90.0
0116 浦河計	91.2
0118 網走計	88.6
0119 苫小牧計	93.0
0120 根室計	87.8
0123 札幌東計	92.8
0124 札幌北計	96.6
0125 千歳計	92.2
青森	83.6
0201 青森計	85.0
0202 八戸計	85.0
0203 弘前計	80.8
0204 むつ計	84.1
0205 野辺地計	84.9
0206 五所川原計	77.4

0208 三沢計	83.9
0209 黒石計	78.1
岩手	86.7
0301 盛岡計	87.7
0302 釜石計	82.9
0303 宮古計	82.9
0304 花巻計	86.7
0305 一関計	87.6
0306 水沢計	86.9
0307 北上計	89.9
0308 大船渡計	85.9
0309 二戸計	79.5
0310 久慈計	82.9
宮城	96.8
0401 仙台計	100.9
0402 石巻計	91.0
0403 塩釜計	93.2
0404 古川計	88.5
0405 大河原計	89.8
0406 築館計	88.4
0407 迫計	86.3
0408 気仙沼計	86.2
秋田	85.5
0501 秋田計	89.2
0502 能代計	84.7
0503 大館計	82.2
0504 大曲計	83.9
0505 本荘計	86.7
0506 横手計	82.3
0507 湯沢計	81.5
0508 鹿角計	81.0
山形	88.6
0601 山形計	90.5
0602 米沢計	86.1
0603 酒田計	88.8

0604 鶴岡計	87.5
0605 新庄計	85.8
0606 長井計	85.9
0607 村山計	89.0
0608 寒河江計	90.1
福島	92.3
0701 福島計	91.0
0702 平計	93.3
0703 会津若松計	84.9
0704 郡山計	95.8
0705 白河計	90.4
0706 須賀川計	89.3
0708 二本松計	90.4
0712 相双計	95.7
茨城	99.9
0801 水戸計	98.1
0802 日立計	96.3
0803 筑西計	97.5
0804 土浦計	100.6
0805 古河計	107.5
0806 常総計	102.0
0808 石岡計	97.2
0809 常陸大宮計	93.1
0810 竜ヶ崎計	102.3
0811 高萩計	89.9
0812 常陸鹿嶋計	100.5
栃木	98.5
0901 宇都宮計	99.0
0902 鹿沼計	102.0
0903 栃木計	97.2
0904 佐野計	97.1
0905 足利計	98.0
0906 真岡計	95.6
0907 矢板計	95.0
0908 大田原計	97.7
0909 小山計	99.7

0911 日光計	96.2
0912 黒磯計	96.5
群馬	98.5
1001 前橋計	95.3
1002 高崎計	102.8
1003 桐生計	91.5
1004 伊勢崎計	100.5
1005 太田計	100.7
1006 館林計	97.6
1007 沼田計	95.9
1008 群馬富岡計	95.8
1009 藤岡計	95.5
1010 渋川計	95.9
埼玉	105.5
1101 川口計	108.7
1102 熊谷計	101.2
1103 大宮計	106.7
1104 川越計	104.5
1105 浦和計	106.6
1106 所沢計	106.4
1107 秩父計	95.6
1108 春日部計	104.3
1109 行田計	99.9
1110 草加計	108.0
1111 朝霞計	106.5
1112 越谷計	104.9
千葉	105.5
1201 千葉計	106.6
1202 市川計	108.1
1203 銚子計	97.4
1204 館山計	96.2
1205 木更津計	104.2
1206 佐原計	99.6
1207 茂原計	101.5
1208 松戸計	107.6
1209 船橋計	108.5

1210 成田計	104.6
1211 千葉南計	104.3
東京	114.1
1301 飯田橋計	116.4
1303 上野計	114.7
1304 品川計	113.6
1306 大森計	109.3
1307 渋谷計	113.4
1308 新宿計	117.0
1309 池袋計	114.1
1310 王子計	110.9
1311 足立計	109.8
1312 墨田計	111.5
1313 木場計	110.6
1314 八王子計	107.1
1315 立川計	108.5
1316 青梅計	108.6
1317 三鷹計	118.7
1319 町田計	107.3
1320 府中計	107.4
神奈川	109.5
1401 横浜計	113.3
1403 戸塚計	107.4
1404 川崎計	109.7
1405 横須賀計	106.0
1406 平塚計	105.5
1407 小田原計	100.7
1408 藤沢計	107.3
1409 相模原計	112.1
1410 厚木計	106.1
1411 松田計	105.1
1412 横浜南計	107.9
1414 川崎北計	109.8
1415 港北計	111.0
1416 大和計	105.6
新潟	93.9

1501 新潟計	96.7
1502 長岡計	95.2
1503 上越計	93.9
1504 三条計	96.5
1505 柏崎計	93.8
1506 新発田計	91.7
1507 新津計	92.1
1508 十日町計	84.9
1510 糸魚川計	92.2
1511 巻計	93.9
1512 南魚沼計	91.9
1513 佐渡計	85.1
1514 村上計	88.5
富山	97.5
1601 富山計	98.3
1602 高岡計	98.0
1604 魚津計	97.1
1605 砺波計	96.0
1606 氷見計	92.1
1607 滑川計	95.3
石川	97.2
1701 金沢計	98.8
1702 小松計	94.4
1703 七尾計	92.1
1705 加賀計	95.9
1708 白山計	101.9
1709 輪島計	85.0
福井	97.2
1801 福井計	97.3
1802 武生計	97.3
1803 大野計	88.4
1804 三国計	100.1
1805 敦賀計	98.7
1806 小浜計	98.0
山梨	98.3

1901 甲府計	98.1
1903 塩山計	98.0
1904 韮崎計	98.1
1905 鯉沢計	98.3
1907 富士吉田所計	99.5
長野	97.4
2001 長野計	97.4
2002 松本計	97.7
2004 上田計	98.2
2005 飯田計	96.3
2006 伊那計	98.7
2007 篠ノ井計	100.0
2008 飯山計	93.7
2010 木曾福島計	94.2
2011 佐久計	96.7
2012 大町計	94.3
2013 須坂計	94.6
2014 諏訪計	97.3
岐阜	99.9
2101 岐阜計	102.0
2102 大垣計	98.6
2103 多治見計	100.8
2104 高山計	94.9
2105 恵那計	97.1
2106 関計	97.8
2107 美濃加茂計	99.0
2109 中津川計	94.8
静岡	100.0
2201 静岡計	101.2
2202 浜松計	100.8
2203 沼津計	100.7
2204 清水計	100.0
2205 三島計	101.4
2206 掛川計	98.8
2207 富士宮計	96.7
2208 島田計	97.9

2209 磐田計	100.8
2210 富士計	98.8
2211 下田計	99.6
2212 焼津計	97.7
愛知	105.4
2301 名古屋東計	107.6
2302 名古屋中計	107.7
2303 名古屋南計	105.4
2304 豊橋計	107.6
2305 岡崎計	102.9
2306 一宮計	102.7
2307 半田計	103.5
2308 瀬戸計	102.8
2309 豊田計	103.3
2310 津島計	103.4
2311 刈谷計	102.2
2312 西尾計	101.7
2313 犬山計	100.9
2314 豊川計	99.5
2315 新城計	94.9
2317 春日井計	107.2
三重	98.6
2401 四日市計	103.9
2402 伊勢計	94.3
2403 津計	95.4
2404 松阪計	97.9
2405 桑名計	101.3
2406 伊賀計	98.7
2408 尾鷲計	90.6
2409 鈴鹿計	98.9
滋賀	98.7
2501 大津計	98.3
2502 長浜計	94.8
2503 彦根計	98.3
2504 東近江計	99.4
2505 甲賀計	95.8

2506 草津計	101.1
京都	101.5
2601 京都西陣計	100.1
2602 京都七条計	104.3
2603 伏見計	101.1
2604 京都田辺計	107.6
2605 福知山計	96.7
2606 舞鶴計	99.9
2607 峰山計	93.1
2608 宇治計	101.7
大阪	108.3
2701 大阪東計	108.8
2702 梅田計	110.9
2703 大阪西計	110.0
2704 阿倍野計	103.6
2706 淀川計	106.8
2707 布施計	110.2
2708 堺計	105.8
2709 岸和田計	101.6
2710 池田計	105.0
2711 泉大津計	104.3
2712 藤井寺計	111.1
2713 枚方計	105.7
2714 泉佐野計	100.3
2715 茨木計	108.0
2716 河内長野計	102.0
2718 門真計	105.3
兵庫	101.8
2801 神戸計	103.5
2802 灘計	106.3
2803 尼崎計	104.2
2804 西宮計	105.6
2805 姫路計	100.3
2806 加古川計	100.4
2807 伊丹計	102.0
2808 明石計	102.4

2809 豊岡計	94.7
2810 西脇計	99.0
2811 洲本計	95.3
2813 柏原計	98.7
2820 西神計	102.5
2821 龍野計	98.1
奈良	100.4
2901 奈良計	101.4
2902 大和高田計	100.6
2903 桜井計	98.1
2904 下市計	97.9
2905 大和郡山計	100.0
和歌山	92.2
3001 和歌山計	94.1
3002 新宮計	90.7
3003 田辺計	89.4
3004 御坊計	86.3
3005 湯浅計	92.6
3006 海南計	89.7
3007 橋本計	89.2
鳥取	88.9
3101 鳥取計	88.1
3102 米子計	89.6
3103 倉吉計	88.4
島根	87.2
3201 松江計	88.1
3202 浜田計	86.1
3203 出雲計	87.6
3204 益田計	86.4
3205 雲南計	84.7
3206 石見大田計	85.3
岡山	96.2
3301 岡山計	98.0
3302 津山計	91.4

3303 倉敷中央計	98.2
3304 玉野計	93.0
3306 和気計	95.2
3307 高梁計	91.8
3308 笠岡計	93.8
3311 西大寺計	96.3
広島	97.7
3401 広島計	101.0
3402 広島西条計	95.9
3403 呉計	92.0
3404 尾道計	92.8
3405 福山計	97.9
3406 三原計	91.2
3407 三次計	92.9
3408 可部計	97.0
3411 府中計	90.3
3414 広島東計	98.4
3415 廿日市計	94.0
山口	91.0
3501 山口計	92.5
3502 下関計	89.9
3503 宇部計	90.2
3505 防府計	88.4
3506 萩計	89.2
3507 徳山計	91.6
3508 下松計	91.1
3509 岩国計	92.8
3510 柳井計	91.1
徳島	91.2
3601 徳島計	92.8
3603 三好計	87.8
3604 美馬計	86.4
3605 阿南計	88.8
3606 吉野川計	87.7
3607 鳴門計	90.2

香川	95.9
3701 高松計	96.5
3702 丸亀計	96.4
3703 坂出計	96.2
3704 観音寺計	92.8
3705 さぬき計	94.4
3706 土庄計	88.6
愛媛	90.1
3801 松山計	91.4
3802 今治計	90.1
3803 八幡浜計	81.8
3804 宇和島計	82.9
3805 新居浜計	90.7
3806 西条計	89.3
3807 四国中央計	94.9
3808 大洲計	83.0
高知	87.5
3901 高知計	89.1
3902 須崎計	81.7
3903 四万十計	82.2
3904 安芸計	84.0
3905 いの計	85.2
福岡	91.8
4001 福岡中央計	98.0
4002 飯塚計	87.5
4003 大牟田計	85.9
4004 八幡計	92.5
4005 久留米計	91.0
4006 小倉計	93.0
4008 直方計	91.6
4009 田川計	88.3
4010 行橋計	88.5
4012 福岡東計	97.3
4014 八女計	85.6
4015 朝倉計	86.4
4018 福岡南計	94.7

4019 福岡西計	90.9
佐賀	86.0
4101 佐賀計	87.1
4102 唐津計	84.4
4103 武雄計	83.6
4104 伊万里計	83.0
4105 鳥栖計	89.2
4106 鹿島計	82.2
長崎	84.5
4201 長崎計	87.2
4202 佐世保計	84.6
4203 諫早計	83.2
4204 大村計	83.3
4205 島原計	78.8
4206 江迎計	81.2
4207 五島計	80.3
4208 対馬計	80.3
熊本	87.6
4301 熊本計	91.0
4302 八代計	86.6
4303 菊池計	86.1
4304 玉名計	85.0
4306 天草計	80.3
4307 球磨計	79.2
4308 宇城計	87.0
4309 阿蘇計	84.0
4310 水俣計	77.8
大分	89.9
4401 大分計	92.5
4402 別府計	86.6
4403 中津計	88.2
4404 日田計	88.8
4406 佐伯計	88.3
4407 宇佐計	83.3
4408 豊後大野計	85.0

宮崎	84.8
4501 宮崎計	87.2
4502 延岡計	82.3
4503 日向計	85.1
4504 都城計	84.7
4505 日南計	79.0
4506 高鍋計	82.2
4507 小林計	82.2
鹿児島	86.4
4601 鹿児島計	89.3
4602 川内計	83.3
4603 鹿屋計	83.9
4604 国分計	86.7
4605 加世田計	82.0
4606 伊集院計	83.8
4608 大隅計	82.4
4609 出水計	82.7
4611 名瀬計	83.5
4612 指宿計	85.6
沖縄	84.4
4701 那覇計	85.5
4702 沖縄計	83.4
4703 名護計	80.9
4704 宮古計	82.6
4705 八重山計	83.4

※ 平成30年度にハローワークで受理した無期かつフルタイムの求人に係る求人賃金（月給）の上限額と下限額の間値の平均の全国計を100として、職業大分類の構成比の違いを除去して指数化

退職手当制度がある企業の割合

80. 5% (平成30年就労条件総合調査 (厚生労働省))
 91. 1% (平成29年賃金事情等総合調査 (中央労働委員会))
 92. 6% (平成28年民間企業退職給付調査 (人事院))
 71. 3% (平成30年中小企業の賃金・退職金事情 (東京都))

退職手当の受給に必要な所要年数

退職一時金の受給に必要な最低勤続年数階級別企業数割合 (調査産業計) (%)

	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上
会社都合	8.5	21.8	8.7	42.2	1.1	9.3
自己都合	3.2	15.0	9.7	56.2	1.6	10.9

平成30年就労条件総合調査 (厚生労働省)

退職一時金受給資格付与に要する最低勤続年数 (調査産業計) (%)

	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上
会社都合	38.4	30.8	7.6	12.4
自己都合	5.4	24.9	16.8	51.4

平成29年賃金事情等総合調査 (中央労働委員会)

退職一時金受給のための最低勤続年数 (調査産業計) (%)

	1年未満	1年	2年	3年	4年	5年以上	無記入
会社都合	2.9	24.7	7.9	29.5	2.3	7.0	25.8
自己都合	0.7	17.3	11.9	48.8	3.8	9.7	7.8

平成30年中小企業の賃金・退職金事情 (東京都)

退職手当の支給月数

勤続20年以上かつ45歳以上の定年退職者 (月)

	大学・大学院卒 (管理・事務・ 技術職)	高校卒 (管理・事務・ 技術職)	高校卒 (現業職)	中学卒 (現業職)
計	38.6	40.6	36.3	34.3
20～24年	26.0	16.8	15.5	12.1
25～29年	26.3	21.4	22.4	18.7
30～34年	35.4	26.8	27.2	26.2
35年以上	42.2	46.3	46.1	43.0

平成30年就労条件総合調査 (厚生労働省)

勤続20年以上かつ45歳以上の会社都合退職者 (月)

	大学卒・大学院 (管理・事務・ 技術職)	高校卒 (管理・事務・ 技術職)	高校卒 (現業職)	中学卒 (現業職)
計	35.3	39.5	33.8	-
20～24年	13.5	9.2	19.8	-
25～29年	30.7	34.3	24.0	-
30～34年	39.5	39.7	33.4	-
35年以上	38.3	48.9	46.3	-

平成30年就労条件総合調査 (厚生労働省)

勤続20年以上かつ45歳以上の自己都合退職者 (月)

	大学卒・大学院 (管理・事務・ 技術職)	高校卒 (管理・事務・ 技術職)	高校卒 (現業職)	中学卒 (現業職)
計	29.6	29.7	23.9	13.6
20～24年	18.9	12.3	12.5	8.6
25～29年	24.2	21.1	21.9	9.6
30～34年	40.1	29.7	31.0	10.7
35年以上	42.5	47.0	38.6	26.5

平成30年就労条件総合調査 (厚生労働省)

勤続20年以上かつ45歳以上の早期優遇退職者 (月)

	大学卒・大学院 (管理・事務・ 技術職)	高校卒 (管理・事務・ 技術職)	高校卒 (現業職)	中学卒 (現業職)
計	43.4	50.8	48.6	46.8
20～24年	29.6	20.4	21.5	-
25～29年	37.6	39.5	42.2	-
30～34年	46.0	46.6	54.8	-
35年以上	46.9	60.1	55.7	-

平成30年就労条件総合調査 (厚生労働省)

退職事由、勤続年数別モデル退職金月収換算月数

勤続年数	大卒（総合職）事務・技術労働者		大卒（一般職）事務・技術労働者	
	会社都合	自己都合	会社都合	自己都合
3	2.9	1.3	2.6	1.5
5	4.5	2.3	4.1	2.4
10	9.4	5.5	9.0	5.9
15	14.9	10.2	14.1	10.0
20	20.1	16.5	21.1	16.6
25	27.8	24.0	27.8	23.9
30	35.6	31.9	37.7	35.3
35	43.4	40.2	42.9	42.0
38	45.7	42.7	50.1	49.3
定年	46.7		42.9	

平成29年賃金事情等総合調査（中央労働委員会）

退職事由、勤続年数別モデル退職金月収換算月数

勤続年数	短大・高専卒（総合職） 事務・技術労働者		短大・高専卒（一般職） 事務・技術労働者	
	会社都合	自己都合	会社都合	自己都合
3	2.2	0.9	2.5	0.9
5	4.5	2.1	4.0	1.8
10	8.3	4.5	8.5	5.0
15	14.4	9.7	14.9	10.3
20	20.7	17.0	20.4	17.0
25	28.8	25.1	28.0	24.5
30	37.3	33.9	36.9	33.6
35	42.2	40.7	42.3	41.4
40	44.4	39.4	45.5	44.6
定年	46.9		38.4	

平成29年賃金事情等総合調査（中央労働委員会）

退職事由、勤続年数別モデル退職金月収換算月数

勤続年数	高校卒（総合職） 事務・技術労働者		高校卒（一般職） 事務・技術労働者		高校卒 生産労働者	
	会社都合	自己都合	会社都合	自己都合	会社都合	自己都合
3	2.9	1.4	2.6	1.2	3.0	1.2
5	4.8	2.5	4.4	2.3	5.1	2.3
10	9.5	5.7	9.2	5.3	9.9	5.1
15	15.4	10.5	14.3	10.0	15.4	9.7
20	22.1	18.1	21.8	17.6	22.6	17.2
25	29.9	26.1	29.4	25.4	30.4	25.3
30	37.6	33.7	36.6	33.5	37.2	32.5
35	43.6	41.1	45.2	42.3	45.1	41.6
42	53.5	48.9	53.0	51.4	51.0	50.9
定年	57.0		48.5		45.7	

平成29年賃金事情等総合調査（中央労働委員会）

モデル退職金（調査産業計）

（月）

勤続年数	高校卒 （自己都合）	高校卒 （会社都合）	勤続年数	高専・短大卒 （自己都合）	高専・短大卒 （会社都合）	勤続年数	大学卒 （自己都合）	大学卒 （会社都合）
1	0.4	0.6	1	0.4	0.7	1	0.4	0.7
3	1.0	1.5	3	1.0	1.6	3	1.1	1.7
5	1.7	2.5	5	1.8	2.6	5	1.9	2.7
10	3.8	5.2	10	4.3	5.5	10	4.4	5.7
15	6.5	8.6	15	7.1	8.8	15	7.4	9.1
20	9.7	11.9	20	10.6	12.3	20	10.7	12.5
25	13.4	16.0	25	14.5	16.5	25	14.8	16.5
30	16.7	19.6	30	18.4	20.5	30	18.7	20.3
35	20.2	23.2	35	21.8	23.8	33	21.5	23.3
37	21.2	24.1	定年	-	27.9	定年	-	28.0
定年	-	29.0						

平成30年中小企業の賃金・退職金事情（東京都）

標準者退職金の支給月数

（月）

勤続年数	大学卒 （管理・事務・技術職） （会社都合）	勤続年数	高校卒 （管理・事務・技術職） （会社都合）	勤続年数	高校卒 （現業職） （会社都合）
1	1.1	1	1.1	1	1.1
3	2.7	3	2.3	3	2.7
5	4.6	5	3.7	5	4.5
10	9.2	10	7.5	10	9.1
15	12.4	15	12.0	15	13.9
20	17.6	20	16.8	20	19.7
25	22.8	25	23.0	25	25.9
30	29.3	30	28.5	30	32.3
33	32.9	35	34.1	35	38.7
35	35.0	37	37.4	37	41.4
38	38.2	39	37.7	39	41.8
		42	41.6	42	46.0

2018年9月度退職金・年金に関する実態調査結果（日本経済団体連合会）

退職手当の支給金額

勤続20年以上かつ45歳以上の定年退職者 (万円)

	大学・大学院卒 (管理・事務・ 技術職)	高校卒 (管理・事務・ 技術職)	高校卒 (現業職)	中学卒 (現業職)
計	1,983	1,618	1,159	965
20～24年	1,267	525	421	268
25～29年	1,395	745	610	453
30～34年	1,794	928	814	728
35年以上	2,173	1,954	1,629	1,321

平成30年就労条件総合調査 (厚生労働省)

勤続20年以上かつ45歳以上の会社都合退職者 (万円)

	大学卒・大学院 (管理・事務・ 技術職)	高校卒 (管理・事務・ 技術職)	高校卒 (現業職)	中学卒 (現業職)
計	2,156	1,969	1,118	-
20～24年	634	415	545	-
25～29年	1,786	1,809	758	-
30～34年	2,572	1,967	1,109	-
35年以上	2,403	2,467	1,704	-

平成30年就労条件総合調査 (厚生労働省)

勤続20年以上かつ45歳以上の自己都合退職者 (万円)

	大学卒・大学院 (管理・事務・ 技術職)	高校卒 (管理・事務・ 技術職)	高校卒 (現業職)	中学卒 (現業職)
計	1,519	1,079	686	372
20～24年	780	354	336	226
25～29年	1,399	754	630	239
30～34年	2,110	1,039	939	306
35年以上	2,116	2,047	1,177	801

平成30年就労条件総合調査 (厚生労働省)

勤続20年以上かつ45歳以上の早期優遇退職者 (万円)

	大学卒・大学院 (管理・事務・ 技術職)	高校卒 (管理・事務・ 技術職)	高校卒 (現業職)	中学卒 (現業職)
計	2,326	2,094	1,459	1,300
20～24年	1,402	947	409	-
25～29年	1,995	1,522	1,210	-
30～34年	2,522	1,897	1,680	-
35年以上	2,530	2,521	1,955	-

平成30年就労条件総合調査 (厚生労働省)

退職事由、勤続年数別モデル退職金総額 (千円)

勤続年数	大卒（総合職）事務・技術労働者		大卒（一般職）事務・技術労働者	
	会社都合	自己都合	会社都合	自己都合
3	721	317	572	324
5	1,244	615	958	541
10	3,297	1,915	2,344	1,527
15	6,287	4,312	4,372	3,104
20	10,106	8,224	6,903	5,423
25	15,080	13,011	10,041	8,641
30	21,836	19,707	15,228	14,252
35	25,910	24,346	17,028	16,681
38	28,005	26,320	19,825	19,505
定年	26,947		15,195	

平成29年賃金事情等総合調査（中央労働委員会）

退職事由、勤続年数別モデル退職金総額 (千円)

勤続年数	短大・高専卒（総合職） 事務・技術労働者		短大・高専卒（一般職） 事務・技術労働者	
	会社都合	自己都合	会社都合	自己都合
3	509	206	484	175
5	1,047	483	843	369
10	2,525	1,359	2,080	1,226
15	5,054	3,437	4,253	2,936
20	7,849	6,353	6,710	5,609
25	11,739	10,200	9,759	8,581
30	17,304	15,683	13,797	12,729
35	21,245	20,324	16,946	16,570
40	26,382	23,316	19,131	18,883
定年	25,963		16,037	

平成29年賃金事情等総合調査（中央労働委員会）

退職事由、勤続年数別モデル退職金総額 (千円)

勤続年数	高校卒（総合職） 事務・技術労働者		高校卒（一般職） 事務・技術労働者		高校卒 生産労働者	
	会社都合	自己都合	会社都合	自己都合	会社都合	自己都合
3	553	270	473	218	540	222
5	994	519	869	452	994	447
10	2,468	1,454	2,139	1,244	2,386	1,233
15	4,737	3,237	3,893	2,727	4,403	2,751
20	7,675	6,211	6,862	5,545	7,350	5,606
25	11,595	10,088	10,068	8,701	11,013	9,144
30	15,547	13,998	13,556	12,414	14,712	12,836
35	19,996	18,834	17,538	16,454	18,492	17,013
42	25,781	23,523	20,306	19,901	20,614	20,626
定年	24,779		19,025		18,408	

平成29年賃金事情等総合調査（中央労働委員会）

モデル退職金（調査産業計）

（千円）

勤続年数	高校卒 （自己都合）	高校卒 （会社都合）	勤続年数	高専・短大卒 （自己都合）	高専・短大卒 （会社都合）	勤続年数	大学卒 （自己都合）	大学卒 （会社都合）
1	76	114	1	76	139	1	90	157
3	184	280	3	210	312	3	237	379
5	346	517	5	393	571	5	439	640
10	898	1,227	10	1,060	1,365	10	1,215	1,574
15	1,702	2,230	15	1,949	2,432	15	2,298	2,836
20	2,796	3,441	20	3,219	3,765	20	3,733	4,358
25	4,235	5,049	25	4,844	5,541	25	5,697	6,363
30	5,779	6,778	30	6,707	7,490	30	7,852	8,523
35	7,530	8,629	35	8,459	9,244	33	9,293	10,083
37	8,095	9,215	定年	-	11,066	定年	-	12,034
定年	-	11,268						

平成30年中小企業の賃金・退職金事情（東京都）

標準者退職金の支給額

（千円）

勤続年数	大学卒 （管理・事務・技術職） （会社都合）	勤続年数	高校卒 （管理・事務・技術職） （会社都合）	勤続年数	高校卒 （現業職） （会社都合）
1	249	1	191	1	185
3	658	3	445	3	500
5	1,267	5	786	5	886
10	3,079	10	1,917	10	2,120
15	4,880	15	3,582	15	3,902
20	8,094	20	5,787	20	6,238
25	11,817	25	8,951	25	8,963
30	16,298	30	12,220	30	12,086
33	19,599	35	15,619	35	15,182
35	20,381	37	17,818	37	16,139
38	22,558	39	18,509	39	16,454
		42	20,377	42	18,172

2018年9月度退職金・年金に関する実態調査結果（日本経済団体連合会）

退職事由別平均退職給付額

(千円)

勤続年数	定年退職	会社都合退職
20年	6,618	9,704
21年	7,647	14,067
22年	8,149	15,691
23年	8,712	15,965
24年	9,536	17,331
25年	10,628	19,318
26年	11,749	20,911
27年	12,124	22,266
28年	12,571	24,355
29年	12,725	27,855
30年	13,623	28,248
31年	14,499	28,481
32年	16,833	27,315
33年	20,210	27,279
34年	22,193	27,501
35年	24,224	27,811
36年	25,308	27,858
37年	25,150	27,857
38年	24,598	27,714
39年	22,465	27,473
40年	23,764	25,015
41年	23,681	23,522
42年	23,755	23,169
43年	23,287	22,183
44年	25,859	-
45年以上	28,642	51,480

平成28年民間企業退職給付調査（人事院）

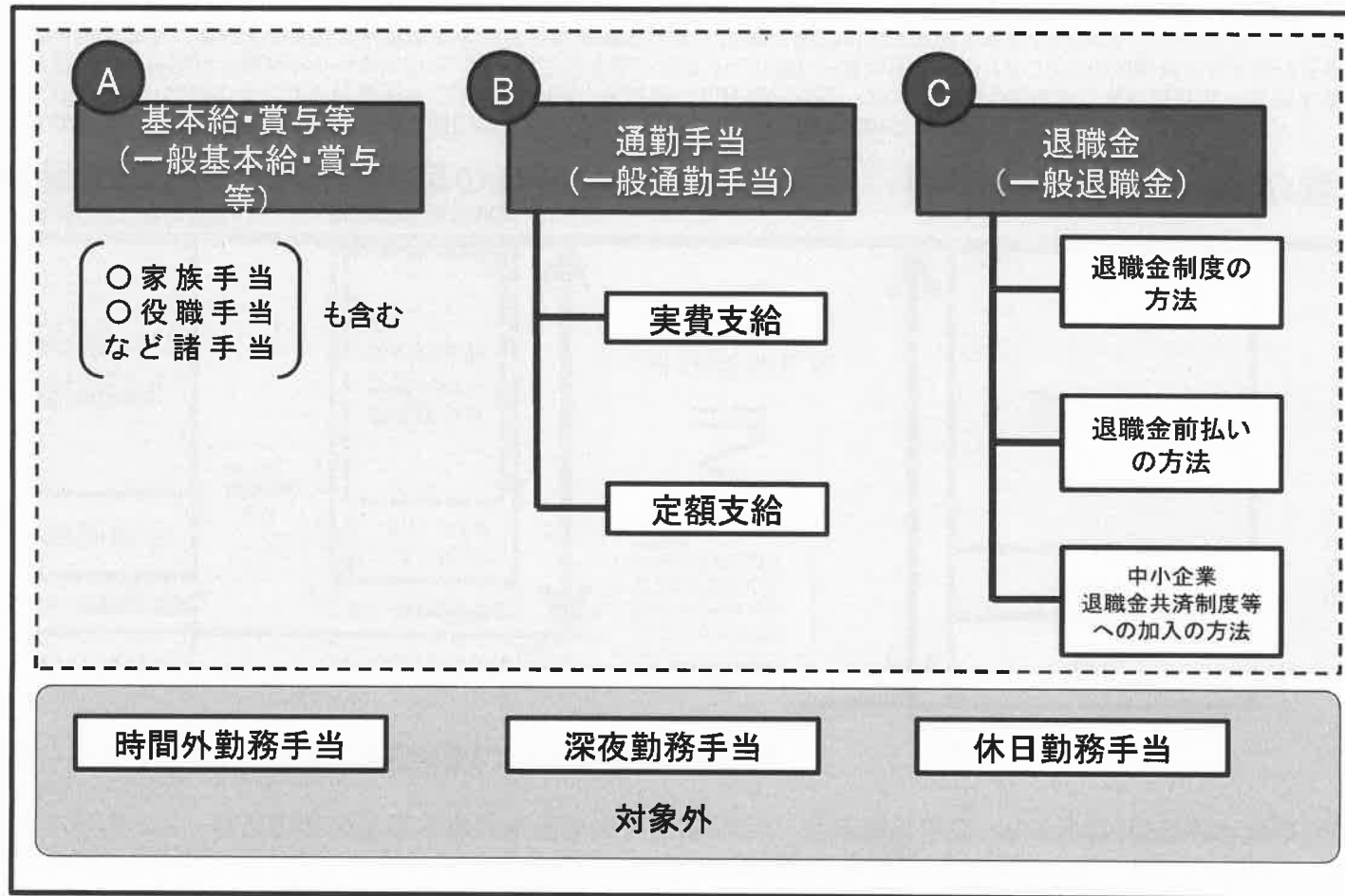
退職給付等の費用

	労働費用総額	現金給与額	現金給与以外の労働費用	
				うち退職給付等の費用
調査計	416,824	337,192	79,632	18,834
1,000人以上	481,077	375,888	105,189	29,016
300～999人	423,825	349,632	74,193	17,792
100～299人	374,117	309,863	64,254	12,712
30～99人	338,909	284,469	54,439	7,797

平成28年就労条件総合調査（厚生労働省）

同種の業務に従事する一般労働者の賃金水準（一般賃金）
（法第30条の4第1項第2号イ）

<一般賃金のイメージ>

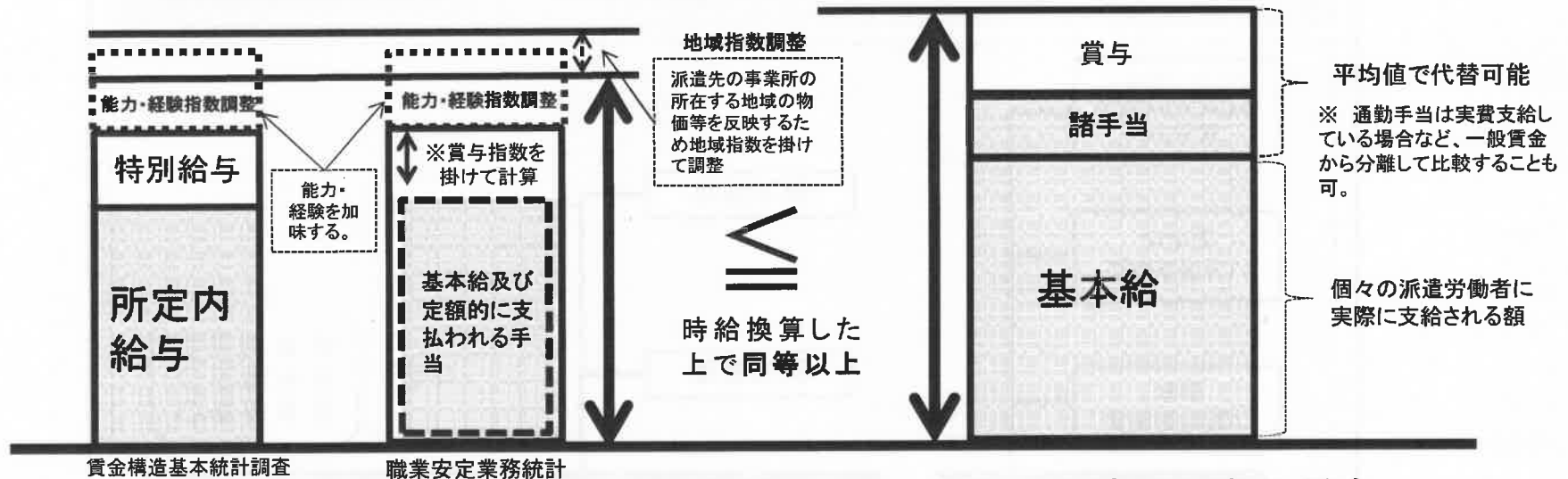


A、B、Cについては、合算して、協定対象派遣労働者の賃金の額と「同等以上」か比較することも可能。

同種の業務に従事する一般労働者の賃金水準及びそれと比較する派遣労働者の賃金（基本給・賞与・手当等）

1. 局長通達で示す統計（賃金構造基本統計調査及び職業安定業務統計）を用いる場合

- ・職種別の賃金統計を把握できる政府統計として、賃金構造基本統計調査と職業安定業務統計（職業大分類、中分類及び小分類）を用いる
- ・同種の業務に従事する一般労働者の賃金水準は職種別の一覧表と能力・経験調整指数、地域指数（都道府県別及びHW別）を毎年、政府が公表（時給ベース）
- ・対応する個々の派遣労働者の賃金を時給換算した上で同等以上か確認



同種の業務に従事する一般労働者の賃金水準（職種別）

個々の派遣労働者の賃金

- ※ 同種の業務に従事する一般労働者とは、同じ職種、同じ地域、同程度の能力・経験の無期雇用かつフルタイムの労働者
- ※ 賃金構造基本統計調査の勤続0年には中途採用者も含まれるため、学歴計の初任給との差（12%）を調整。職業安定業務統計は下限求人賃金の平均値を使用
- ※ 職業安定業務統計では特別給与額が分からないので、賃金構造基本統計調査から計算した賞与指数を掛けることで特別給与込みの給与を計算
- ※ 労使協定には同種の業務に従事する一般労働者の賃金水準及び派遣労働者の賃金の両方の数字を明示することとする
- ※ 退職金は国が示した各種統計調査の中から実際に比較するものを選択し比較（選択肢1）、又は、退職金分（6%）を同種の業務に従事する一般労働者の賃金水準に上乘せして比較（選択肢2）又は、中小企業退職金共済等に加入（選択肢3）

2. 局長通達で示す統計以外を用いる場合

賃構等で把握できる職種と派遣労働者が実際に行う業務との間に乖離がある場合などに以下のいずれかの条件を満たせば局長通達で示す統計以外を用いることが可能

- ・ 公的統計（国又は地方公共団体が作成）であること
- ・ 集計項目ごとに実標本数を一定数以上確保するよう標本設計した上で無作為抽出で調査を実施する場合

1. 局長通達で示す方法を用いる場合

選択肢1又は2のいずれかを労使の話し合いで選択する。

選択肢1 実費支給により「同等以上」を確保する

協定対象派遣労働者に対し、通勤手当として、派遣就業の場所と居住地の通勤距離や通勤方法に応じた実費が支給される場合には、一般通勤手当(「72円」と同等以上であるものとする。

ただし、上限がある実費支給の場合は、上限額を協定対象派遣労働者の平均的な所定内労働時間1時間あたりに換算した額が「72円」未満である場合には、選択肢2により取り扱う。

(例)所定労働時間が8時間×週5日の場合、各月の上限額が12,480円(※)未満であれば、協定対象労働者の通勤手当を12,480円と同等以上とすることが必要。

※ $72円 \times 8時間 \times 5日 \times 52週 \div 12月 = 12,480円$

選択肢2 一般の労働者の通勤手当に相当する額と「同等以上」を確保する

定額支給の場合などは、一般通勤手当(「72円」と、派遣労働者の通勤手当を時給換算し比較する。

※ 平均額で代替することも可能。

○ 一般通勤手当(「72円」)は、「平成25年企業の諸手当等の人事処遇制度に関する調査(独立行政法人労働政策研修・研究機構)」の通勤手当の平均額を「賃金構造統計基本調査(平成25年)」の所定内給与及び特別給与の合計額を除いて得た「給与に占める通勤手当の割合」に、「賃金構造統計基本調査(平成30年)」の所定内給与及び特別給与の合計額を乗じて得た額に、制度導入割合を乗じて得た額を時給換算した額である。

※ 上記のほか、基本給・賞与・手当等と通勤手当の合計額が、一般基本給・賞与等と一般通勤手当(時給換算72円)の合計額を上回るにより「同等以上」を確保することも可能。

2. 局長通達で示す統計以外を用いる場合

局長通達で示す統計は、調査が無期雇用の労働者に支給された通勤手当の平均値をもとに算出した数値であり、地域における通勤手段を勘案したものとはいえないため、以下のいずれかの条件を満たせば局長通達で示す統計以外を用いることが可能

- ・ 公的統計(国又は地方公共団体が作成)であること
- ・ 集計項目ごとに実標本数を一定数以上確保するよう標本設計した上で無作為抽出で調査を実施する場合

1. 局長通達で示す方法を用いる場合

選択肢1～3のいずれかを労使の話合いで選択する。

選択肢1 退職手当の導入割合、最低勤続年数及び支給月数の相場について、国が各種調査結果を示し、その中のいずれかを選択し、それと退職手当制度を比較

※ 退職手当制度は、「全ての協定対象派遣労働者に適用されるものであること」、「退職手当の決定、計算及び支払の方法(例えば、勤続年数、退職事由等の退職手当額の決定のための要素、退職手当額の算定方法及び一時金で支払うのか年金で支払うのか等の支払の方法をいう。)」及び「退職手当の支払の時期」が明確なものであることが必要。

選択肢2 派遣労働者の退職手当相当にかかる費用について時給換算し、派遣労働者の賃金に加算。同種の業務に従事する一般労働者の賃金水準に退職費用分(6%)を上乗せ。その上で両者を比較

- 退職手当相当にかかる費用については、厚生労働省「平成28年就労条件総合調査」より、退職給付等の費用は18,834円。
- 就労条件総合調査の現金給与額には、超過勤務手当も含まれていることから、平成28年賃金構造基本統計調査を使い超過勤務手当分を調整した現金給与額に占める比率は6%

選択肢3 派遣労働者が中小企業退職金共済制度(確定給付企業年金や確定拠出年金等の掛金も含む)に(給与の6%以上で)加入している場合は、退職手当については同種の業務に従事する一般労働者と同等以上であるとする

※ 一人の協定対象派遣労働者について、選択肢2及び3を併用することが可能であり、その場合には選択肢2の賃金と3の掛金の合計額が、一般基本給・賞与等に退職給付等の費用の割合(6%)を乗じた額(一般退職金)と比較し、同等以上であることが必要。

2. 局長通達で示す統計以外を用いる場合

局長通達で示す統計は、調査対象が中小企業であることなど、一般の労働者の退職金として示す数値に限りがあるため、以下のいずれかの条件を満たせば局長通達で示す統計以外を用いることが可能

- ・ 公的統計(国又は地方公共団体が作成)であること
- ・ 集計項目ごとに実標本数を一定数以上確保するよう標本設計した上で無作為抽出で調査を実施する場合

同種の業務に従事する一般労働者の賃金水準及びそれと比較する派遣労働者の賃金(退職金の取扱い)

選択肢1の比較方法の例

(例①)

対象従業員の退職手当の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たした別表のとおりとする。

(1) 退職手当の受給に必要な最低勤続年数

通達に定める「平成30年中小企業の賃金・退職金事情」(東京都)の中で最も回答割合が高かったもの(会社都合及び自己都合とともに3年)

(2) 退職時の勤続年数ごと(3年、5年、10年、15年、20年、25年、30年、33年)の支給月数

退職事由に応じて、通達に定める「平成30年中小企業の賃金・退職金事情」(東京都)の大卒自己都合、大卒会社都合のそれぞれの勤続年数別の支給月数に退職制度導入割合(71.3%)を掛けたもの。

勤続年数	3年	5年	10年	15年	20年	25年	30年	33年
自己都合	0.8	1.4	3.1	5.3	7.6	10.6	13.3	15.3
会社都合	1.2	1.9	4.1	6.5	8.9	11.8	14.5	16.6

以下の退職金テーブル(例)をもつ派遣会社の退職手当制度は上記のテーブルの平均支給月数を上回っているので「同等以上」

勤続年数	3年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 25年未満	25年以上
自己都合	1.0	3.0	7.0	10.0	16.0
会社都合	2.0	5.0	9.0	12.0	18.0

(例②)

対象従業員の退職手当の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たした別表のとおりとする。

(1) 退職手当の受給に必要な最低勤続年数

通達に定める「平成30年就労条件総合調査」の中で最も回答割合が高かったもの(会社都合及び自己都合とともに3年以上4年未満)

(2) 退職時の勤続年数ごと(3年、5年、10年、15年、20年、25年、30年、35年)の支給月数

退職事由に応じて、通達に定める「平成29年賃金事情等総合調査」(中央労働委員会)の大卒(総合職)の支給月数に、退職制度導入割合(91.1%)を掛けたもの。

勤続年数	3年	5年	10年	15年	20年	25年	30年	35年
自己都合	1.2	2.1	5.0	9.3	15.0	21.9	29.1	36.6
会社都合	2.6	4.1	8.6	13.6	18.3	25.3	32.4	39.5

以下の退職金テーブル(例)をもつ派遣会社の退職手当制度は上記のテーブルの平均支給月数を上回っているので「同等以上」

勤続年数	3年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 25年未満	25年以上 35年未満	35年以上
自己都合	2.0	3.0	5.0	16.0	30.0	37.0
会社都合	3.0	5.0	9.0	20.0	35.0	40.0

同種の業務に従事する一般労働者の賃金水準及びそれと比較する派遣労働者の賃金(退職金の取扱い)

(例③)

対象従業員の退職手当の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たした別表のとおりとする。

(1) 退職手当の受給に必要な最低勤続年数

通達に定める「平成30年就労条件総合調査」の中で最も回答割合が高かったもの(会社都合及び自己都合とともに3年以上4年未満)

(2) 退職時の勤続年数ごと(3年、5年、10年、15年、20年、25年、30年、35年)の支給月数

<会社都合>

調査対象企業の特徴がより合致している「2018年9月退職金・年金に関する実態調査結果」(日本経済団体連合会)の大卒の支給月数に、退職制度導入割合(80.5%。平成30年就労条件総合調査)を掛けたもの。

<自己都合>

自己都合は日本経済団体連合会の調査では公表されていないため、資本金5億円以上、労働者1,000人以上の企業を対象にしている「平成29年賃金事情等総合調査」(中央労働委員会)の大卒((総合職)事務・技術労働者)の支給月数の自己都合と会社都合の比(自己都合/退職都合)を用い、自己都合の支給月数を推計。そのうえで、退職制度導入割合(80.5%。平成30年就労条件総合調査)を掛けたもの。

勤続年数	3年	5年	10年	15年	20年	25年	30年	35年
自己都合	1.0	1.9	4.3	6.8	11.6	15.9	21.2	26.3
会社都合	2.2	3.7	7.4	10.0	14.2	18.4	23.6	28.2

以下の退職金テーブル(例)をもつ派遣会社の退職手当制度は上記のテーブルの平均支給月数を上回っているため「同等以上」

勤続年数	3年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 25年未満	25年以上 35年未満	35年以上
自己都合	2.0	3.0	7.0	16.0	22.0	27.0
会社都合	3.0	5.0	9.0	18.0	25.0	30.0

同種の業務に従事する一般労働者の賃金水準及びそれと比較する派遣労働者の賃金(合算する場合の取扱)

「基本給・賞与・手当等」、「通勤手当」、「退職金」については、それぞれ一般賃金と協定対象派遣労働者の賃金を比較することもできるが、全部(③)又は一部(①・②)を合算して、「同等以上」か比較することも可能。

	同種の業務に従事する 一般労働者の賃金水準(一般賃金)		協定対象派遣労働者の賃金
①	「一般基本給・賞与等」 + 「一般通勤手当(72円)」	≧	「基本給・賞与・手当等」 + 「通勤手当」
②	「一般基本給・賞与等」 + 「一般退職金」	≧	「基本給・賞与・手当等」 + 「退職金」
③	「一般基本給・賞与等」 + 「一般通勤手当(72円)」 + 「一般退職金」	≧	「基本給・賞与・手当等」 + 「通勤手当」 + 「退職金」

※ 「通勤手当」を合算できるのは、一般労働者の通勤手当に相当する額と「同等以上」を確保する場合(選択肢2)に限られる。

※ 「退職金」を合算できるのは、一般の労働者の退職金に相当する額と「同等以上」を確保する場合(選択肢2)に限られる。

個人別賃金一覧表

派遣労働者の社内職種と賃金										一般労働者の職種と賃金								
番号	社内職種	経験年数/ 等級等	地域	基本給・賞与等				通勤手当	退職金	計	通知職種	統計	能力・ 経験調整 指数	地域	基本給・ 賞与等	通勤手当	退職金	計
				基本給	手当	賞与	小計											
										A								
										B								
										C								
平均																		

平均

転記

自社の賃金を記載

局長通知から計算

職種	統計	地域	能力・ 経験調整 指数	基本給・ 賞与等	退職金
A					
B					
C					

●一般労働者と派遣労働者の賃金比較ツール

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_03984.html

ホーム>政策について>分野別の政策一覧>雇用・労働>非正規雇用(有期・パート・派遣労働者)>不合理な待遇差解消のための点検・検討マニュアル(業界別マニュアル)

個人別賃金一覧表

派遣労働者の社内職種と賃金											一般労働者の職種と賃金							
番号	社内職種	経験年数/ 等級等	地域	基本給・賞与等				通勤手当	退職金	計	通知職種	統計	能力・ 経験調整 指数	地域	基本給・ 賞与等	通勤手当	退職金	計
				基本給	手当	賞与	小計											
1	プログラマー	5年	大阪	1,700	50	100	1,850	実費	100	1,950								
2	プログラマー	3年	大阪	1,600	30	80	1,710	80	100	1,890								
3	システム エンジニア	10年	大阪	2,300	80	150	2,530	実費	退職金制度	2,530								
4	一般事務員	1年	大阪	1,200	20	50	1,270	70	100	1,440								
5	販売員	0年	大阪	1,250	10	0	1,260	実費	0	1,260								
6	フォークリフト 運転作業員	2年	大阪	1,400	40	70	1,510	実費	退職金制度	1,510								
7	介護	3年	大阪	1,400	30	60	1,490	実費	中退共 100	1,490								
平均																		

↑
自社の賃金を記載

↑
転記

職種	統計	地域	能力・ 経験調整 指数	基本給・ 賞与等	退職金

↓
局長通知から計算

- 1は通勤手当を実費支給、退職金を前払いで支給しているケース
 2は通勤手当を定額支給、退職金を前払いで支給しているケース
 3は通勤手当を実費支給、退職金を自社の退職金制度により支給しているケース
 4は通勤手当を定額支給、退職金を前払いで支給しているケース
 5は賞与、退職金を支給していないケース
 6は通勤手当を実費支給、退職金を前払いで支給しているケース
 7は通勤手当を実費支給、退職金を中小企業退職金共済制度に加入しているケース

個人別賃金一覧表

派遣労働者の社内職種と賃金											一般労働者の職種と賃金							
番号	社内職種	経験年数/ 等級等	地域	基本給・賞与等				通勤手当	退職金	計	通知職種	統計	能力・ 経験調整 指数	地域	基本給・ 賞与等	通勤手当	退職金	計
				基本給	手当	賞与	小計											
1	プログラマー	5年	大阪	1,700	50	100	1,850	実費	100	1,950	プログラマー	賃金構造 基本統計調査	138.8	108.3	1,836	実費	111	1,947
2	プログラマー	3年	大阪	1,600	30	80	1,710	80	100	1,890	プログラマー	賃金構造 基本統計調査	131.9	108.3	1,744	72	105	1,921
3	システム エンジニア	10年	大阪	2,300	80	150	2,530	実費	退職金制度	2,530	システム エンジニア	賃金構造 基本統計調査	163.5	108.3	2,527	実費	退職金制度	2,527
4	一般事務員	1年	大阪	1,200	20	50	1,270	70	100	1,440	一般事務員	職業安定 業務統計	116.0	108.3	1,289	72	78	1,439
5	販売員	0年	大阪	1,250	10	0	1,260	実費	0	1,260	商品販売の職業	職業安定 業務統計	100.0	108.3	1,177	実費	71	1,248
6	フォークリフト 運転作業員	2年	大阪	1,400	40	70	1,510	実費	退職金制度	1,510	フォークリフト 運転作業員	職業安定 業務統計	126.9	108.3	1,519	実費	退職金制度	1,519
7	介護	3年	大阪	1,400	30	60	1,490	実費	中退共 100	1,490	福祉施設 介護員	賃金構造 基本統計調査	131.9	108.3	1,493	実費	中退共 90	1,493
平均																		

自社の賃金を記載

番号2、番号6、番号7
は一般労働者の賃金額
と比較して下回っている
ため是正が必要。

- 1は通勤手当を実費支給、退職金を前払いで支給しているケース
- 2は通勤手当を定額支給、退職金を前払いで支給しているケース
- 3は通勤手当を実費支給、退職金を自社の退職金制度により支給しているケース
- 4は通勤手当を定額支給、退職金を前払いで支給しているケース
- 5は賞与、退職金を支給していないケース
- 6は通勤手当を実費支給、退職金を前払いで支給しているケース
- 7は通勤手当を実費支給、退職金を中小企業退職金共済制度に加入しているケース

転記

職種	統計	地域	能力・ 経験調整 指数	基本給・ 賞与等	退職金
プログラマー	賃金構造 基本統計調査	108.3	138.8	1,836	111
プログラマー	賃金構造 基本統計調査	108.3	131.9	1,744	105
システム エンジニア	賃金構造 基本統計調査	108.3	163.5	2,527	退職金制度

局長通知から計算

労働者派遣法第30条の4第1項の規定に基づく労使協定（イメージ）

〇〇人材サービス株式会社と〇〇人材サービス労働組合は、労働者派遣法第30条の4第1項の規定に関し、次のとおり協定する。

（対象となる派遣労働者の範囲） ←第1号「適用される派遣労働者の範囲」+第6号「その他厚生労働省令で定める事項」の一部

第1条 本協定は、派遣先でプログラマーの業務に従事する従業員（以下「対象従業員」という。）に適用する。

2 対象従業員については、派遣先が変更される頻度が高いことから、中長期的なキャリア形成を行い所得の不安定化を防ぐ等のため、本労使協定の対象とする。

3 〇〇人材サービス株式会社は、対象従業員について、一の労働契約の契約期間中に、特段の事情がない限り、本協定の適用を除外しないものとする。

（賃金の構成）

第2条 対象従業員の賃金は、基本給、賞与、時間外労働手当、深夜・休日労働手当、通勤手当及び退職手当とする。

（賃金の決定方法） ←第2号イ「賃金の決定方法」

第3条 対象従業員の基本給及び賞与の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たした別表1の「2」のとおりとする。

（1）比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、「令和〇〇年〇月〇日職発第〇〇〇〇号「労働者派遣法第30条の4第1項第2号イの同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額について（仮称）」（以下「通達」という。）に定める「令和〇年賃金構造基本統計調査」（厚生労働省）の「プログラマー」

※ 次の①～③の場合には、その理由を労使協定に記載する

① 職種ごとに賃金構造基本統計調査と職業安定業務統計を使い分ける場合

② 職業安定業務統計を用いる場合であって、次のように職業分類を使い分ける場合

・ 「大分類」と「当該大分類内の中分類又は小分類」

・ 「中分類」と「当該中分類内の小分類」

③ 職業安定局長通知で示したデータ以外の他の公式統計又は独自統計を用いる場合

（2）通勤手当については、基本給及び賞与とは分離し、第6条のとおりとする。

（3）地域調整については、就業地が北海道内に限られることから、通達に定める「地域指数」の「北海道」により調整

第4条 対象従業員の基本給及び賞与は、次の各号に掲げる条件を満たした別表2のとおりとする。

（1）別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上であること

（2）別表2の各等級の職務と別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額との対応関係は次のとおりとすること

Aランク：10年

Bランク：3年

Cランク：0年

※ 職務給において職務の等級と基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値とを対応させて比較する場合の一例

2 〇〇人材サービス株式会社は、第9条の規定による対象従業員の勤務評価の結果、同じ職務の内容であったとしても、その経験の蓄積・能力の向上があると認められた場合には、基本給額の1～3%の範囲で能力手当を支払うこととする。

また、より高い等級の職務を遂行する能力があると認められた場合には、その能力に応じた派遣就

業の機会を提示するように努めるものとする。 ←第2号ロ「職務内容等の向上があった場合の賃金の改善」

※ 第2号ロ「職務内容等の向上があった場合の賃金の改善」の内容には、上記の他にも様々な方法が考えられる

第5条 対象従業員の時間外労働手当、深夜・休日労働手当は、社員就業規則第○条に準じて、法律の定めにしたがって支給する。

第6条 対象従業員の通勤手当は、通勤に要する実費に相当する額を支給する。

第7条 対象従業員の退職手当の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たした別表3のとおりとする。

(1) 退職手当の受給に必要な最低勤続年数：

通達に定める「平成28年中小企業の賃金・退職金事情」（東京都）の「退職一時金受給のための最低勤続年数」において、最も回答割合の高かったもの（自己都合退職及び会社都合退職のいずれも3年）

(2) 退職時の勤続年数ごと（3年、5年、10年、15年、20年、25年、30年、33年）の支給月数：

「平成28年中小企業の賃金・退職金事情」の大学卒の場合の支給率（月数）に、同調査において退職手当制度があると回答した企業の割合をかけた数値として通達に定めるもの

第8条 対象従業員の退職手当は、次の各号に掲げる条件を満たした別表4のとおりとする。ただし、退職手当制度を開始した令和○年以前の勤続年数の取扱いについては、労使で協議して別途定める。

(1) 別表3に示したものと比べて、退職手当の受給に必要な最低勤続年数が同年数以下であること

(2) 別表3に示したものと比べて、退職時の勤続年数ごとの退職手当の支給月数が同月数以上であること

(賃金の決定に当たっての評価) ←第3号「賃金の決定に当たっての評価」

第9条 賞与の決定は、半期ごとに行う勤務評価を活用する。勤務評価の方法は社員就業規則第○条に定める方法を準用し、その評価結果に基づき、別表2の備考1のとおり、賞与額を決定する。

(賃金以外の待遇) ←第4号「賃金以外の待遇」

第10条 教育訓練（次条に定めるものを除く）、福利厚生その他の賃金以外の待遇については正社員と同一とし、社員就業規則第○条から第○条までの規定を準用する。

(教育訓練) ←第5号「教育訓練」

第11条 労働者派遣法第30条の2に規定する教育訓練については、労働者派遣法に基づき別途定める「○○社教育訓練実施計画」にしたがって、着実に実施する。

(その他)

第12条 本協定に定めのない事項については、別途、労使で誠実に協議する。

(有効期間) ←第6号「その他厚生労働省令で定める事項」

第13条 本協定の有効期間は、令和○年○月○日から令和○年○月○日までの○年間とする。

令和○年○月○日

○○人材サービス株式会社 取締役人事部長 ○○○○ 印

○○人材サービス労働組合 執行委員長 ○○○○ 印

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(基本給及び賞与の関係)

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	プログラマー ※1	通達に定める賃金構造基本統計調整	1,160	1,349	1,449	1,538	1,632	1,885	2,339
2	地域調整 ※2	(北海道) 91.7	1,064	1,237	1,329	1,410	1,497	1,729	2,145

記入上の注意

※1 賃金構造基本統計調査又は職業安定業務統計の対応する職種について、基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値別の数値を記載

※2 派遣先事業所の所在する場所に応じて、通達に定める地域指数を乗じた数値を記載

別表2 対象従業員の基本給及び賞与の額

等級	職務の内容	基本給額 (※1)	賞与額 (※2)	合計額 (※4)	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額(※3)	対応する一般の労働者の能力・経験	
A ランク	上級プログラマー(AI関係等高度なプログラム言語を用いた開発)	1,600～	320	1,920	≧	1,729	10年
B ランク	中級プログラマー(Webアプリ作成等の中程度の難易度の開発)	1,250～	250	1,500		1,410	3年
C ランク	初級プログラマー(Excelのマクロ等、簡易なプログラム言語を用いた開発)	1,000～	200	1,200		1,064	0年

(備考)

1 賞与については、半期ごとの勤務評価の結果により、A評価(標準より優秀)であれば基本給額の25%相当、B評価(標準)であれば基本給額の20%相当、C評価(標準より物足りない)であれば基本給額の15%相当を支給する。

2 未だ勤務評価を実施していない対象従業員については、C評価(標準より物足りない)とみなして支給する。

3 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、賞与額は標準的な評価であるB評価の場合の額によることとする。

記入上の注意

※1 派遣労働者の基本給及び各種手当(賞与、超過勤務手当、通勤手当(分離して比較する場合)及び退職手当を除く)の合計を時給換算したものを記載。勤務評価の結果、その経験の蓄積・能力の向上があると認められた場合には、1～3%の範囲で能力手当を加算

※2 賞与額は半期ごとの支給であったとしても時給換算したものを記載

※3 それぞれの等級の職務の内容が何年の能力・経験に相当するかの対応関係を労使で定め、それに応じた同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記載

※4 基本給額と賞与額の合計額を記載。この合計額が対応する同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上になっていることを確認

※ 協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表2と別表4に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上であることを確認した旨の書面を添付すること。

別表3 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(退職手当の関係)

勤続年数		3年	5年	10年	15年	20年	25年	30年	33年
支給率 (月数)	自己都合退職	0.8	1.3	2.9	5.0	7.2	10.1	12.4	14.0
	会社都合退職	1.2	1.8	3.8	6.2	8.7	11.6	14.1	15.7

(資料出所)「平成28年中小企業の賃金・退職金事情」(東京都)における退職金の支給率(モデル退職金・大学卒)に、同調査において退職手当制度があると回答した企業の割合をかけた数値として通達で定めたもの

別表4 対象従業員の退職手当の額

勤続年数		3年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 25年未満	25年以上 35年未満
支給月数	自己都合退職	1.0	3.0	7.0	10.0	15.0
	会社都合退職	2.0	5.0	9.0	12.0	17.0

別表3(再掲)

IV

勤続年数		3年	5年	10年	15年	20年	25年	30年	33年
支給率 (月数)	自己都合退職	0.8	1.3	2.9	5.0	7.2	10.1	12.4	14.0
	会社都合退職	1.2	1.8	3.8	6.2	8.7	11.6	14.1	15.7

(備考)

1 退職手当については、退職時の基本給額に退職手当の支給月額を乗じて得た額を支給する。

2 退職手当の受給に必要な最低勤続年数は3年とし、退職時の勤続年数が3年未満の場合は支給しない。

※ 協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表2と別表4に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上であることを確認した旨の書面を添付すること。

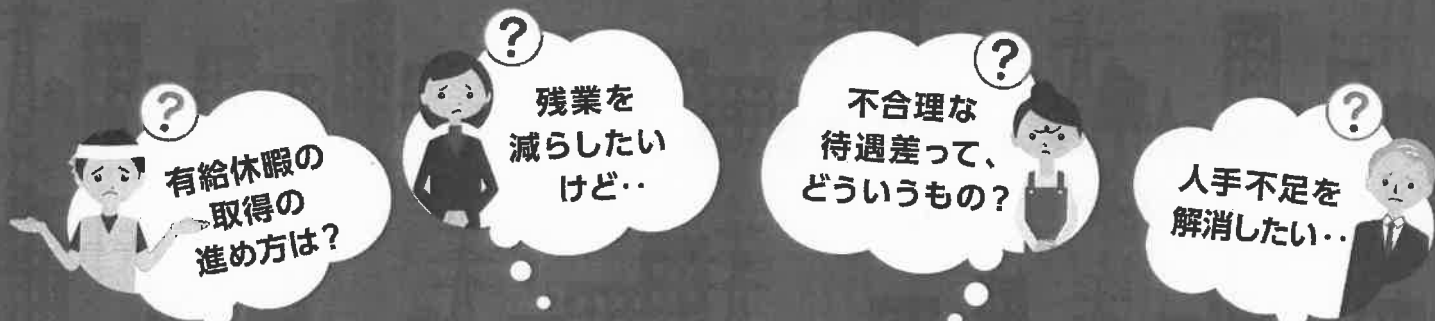
2019年春
スタート!

大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター

中小企業
小規模事業者
の皆様へ

働き方改革

「お悩み」にお応えします! **すべて無料**



労務問題の専門家

「社会保険労務士」が対応いたします。
安心して、お気軽にご相談ください。

- 年5日の有給休暇の取得が義務化されました。(2019年4月~)
- 残業時間の上限規制が設けられます。(2020年4月~)*
- 非正規労働者への不合理な待遇差は禁止されます。(2021年4月~)**

*中小企業対象

人材確保・定着につながる魅力ある職場づくりをお手伝いします!

支援内容

① まずはご相談を

来所・電話・メールなどで
まずはご相談を。
専門家がご対応
いたします。

② 問題解決に向けたお手伝い

専門家が直接事業所にお伺いし、課題解決の
ための改善提案を行います。(希望制)

- 訪問回数:原則3回(最大5回程度)まで。
- セミナーや相談会も実施しております。

無料でご相談に応じます!

- 対面相談 メール・FAX相談
- 電話相談 訪問相談

詳細はWEBで
ご覧いただけます!

カンタンにWEBページにアクセス!▶



相談窓口

大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター

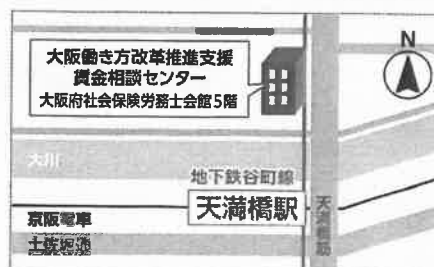
場所 大阪府社会保険労務士会館 5階
〒530-0043 大阪市北区天満2-1-30

地下鉄谷町線「天満橋駅」
②番出口から徒歩5分

連絡先 フリーダイヤル ☎0120-068-116
メールアドレス ✉ hatarakikata@sr-osaka.jp

裏面は、
FAXの申込書です。

対応日時 平日 午前9時~午後5時まで(水曜日のみ午後6時まで)



FAX 申込書

FAX 番号 06-4800-8177

大阪働き方改革推進支援・賃金相談センターでは
 FAXによるご相談、各種支援サービスのお申し込みもお受けしております。
 (FAXをいただければ、1週間以内にお電話で連絡いたします。お電話、メールでもお申し込みが可能です。)

希望するサービスに をお付けください。

個別訪問による相談を希望する。

ご相談内容

働き方改革セミナー講師を希望する。

※地方自治体、事業主団体、経済団体等が開催するセミナー(概ね30事業所)に講師を派遣いたします。

臨時出張相談(イベントを含む)を希望する。

※地方自治体、事業主団体、経済団体等の施設等において、臨時出張相談窓口にて専門家を派遣いたします。

事業所名	フリガナ	電話番号	
			フリガナ
所在地	〒 -	ご担当者名	
			(備考)

働き方改革推進支援センター相談事例

<p>卸売・小売業 正社員と非正社員の処遇差が大きく、正社員に特定業務が集中</p> <ul style="list-style-type: none"> ○事務職中心の非正社員に、資格取得や正社員登用、多能工化を提案。 ○非正社員の時給のランク分けや、個人評価に対応する時給を提案。 <p>●非正社員の時給アップ。仕事の幅を広げ、業務の偏りが解消しつつある。</p> <p>●フォークリフト資格を取り、正社員化(キャリアアップ助成金利用)した労働者もいる。</p>	<p>飲食業 特定部門の社員が長時間労働</p> <ul style="list-style-type: none"> ○従業員に所属部門以外の業務も習熟させ(マルチタスク化)、部門のシフト制を提案。 ○シフト作成前に休日の希望日を申請させ、休日の確保を徹底するよう提案。 ○生産性向上に資する食材製造器等の費用を補助する時間外労働等改善助成金を紹介。 <p>●マルチタスク化により残業が削減。</p>
--	---

労使協定方式に関するQ&A

1. 労使協定の締結

問1-1 労使協定は施行日（2020年4月1日）前に締結することは可能か。

答 働き方改革関連法（平成30年改正派遣法）の施行日前に、派遣元事業主が過半数労働組合又は過半数代表者との間で法第30条の4第1項の協定を締結することは可能である。

なお、当然のことながら、労働者派遣法第30条の4第1項の協定としての効力が発生するのは、施行日以降であることに留意すること。

問1-2 施行日前から締結している労働者派遣契約について、「派遣労働者を協定対象派遣労働者に限定するか否かの別」などを新たに記載する必要があるが、労働者派遣契約を新たに締結し直す必要があるのか。

答 労働者派遣契約を新たに締結し直すことまで求めるものではないが、施行日までに、労働者派遣契約の変更等により、新たに労働者派遣契約の締結事項となった「派遣労働者が従事する業務に伴う責任の程度」及び「派遣労働者を協定対象派遣労働者に限定するか否かの別」を労働者派遣契約に定めておかなければならない。

問1-3 数か所の事業所を労使協定の一つの締結単位とすることは可能か。（例：関東地方に所在する事業所で労使協定を締結）

答 差し支えない。

ただし、待遇を引き下げることなどを目的として、数か所の事業所を一つの締結単位とすることは、労使協定方式の趣旨に反するものであり、適当ではなく、認められないことに留意すること。

また、この場合、比較対象となる一般賃金を算定する際の地域指数については、協定対象派遣労働者の派遣先の事業所その他派遣就業の場所の所在地を含む都道府県又は公共職業安定所管轄地域の指数を選択することに留意すること。

さらに、数か所の事業所を労使協定の一つの締結単位とする場合、派遣労働者が多数となり、派遣先の業種、派遣先地域も多岐にわたって賃金体系等が複雑となり、複数の事業所の派遣労働者全体の利益を適切に代表する過半数代表者を選出することが困難となる可能性があることから、数か所の事業所を労使協定の締結単位とする場合には、過半数代表者が民主的手続に基づいて選出されるよう、特に留意する必要がある。仮に過半数代表者を適切に選出していないと認められた場合には労使協定方式が適用されず、法第30条の3の規定に基づき、派遣先に雇用される通常の労働者との均等・均衡待遇を確保しなければならないことに留意すること。

問1-4 派遣労働者は各々異なる派遣先に派遣されており、労使協定を締結する過半数代表者の選出が困難であるが、どのように選出すればよいか。

答 例えば、派遣労働者の賃金明細を交付する際や派遣元事業主が派遣先を巡回する際に、労使協定の意義や趣旨を改めて周知するとともに、立候補の呼びかけや投票用紙の配付をしたり、社内のイントラネットやメールにより立候補の呼びかけや投票を行わせることが考えられる。

なお、派遣元事業主は、過半数代表者が労使協定の事務を円滑に遂行することができるよう必要な

配慮を行わなければならない（労働者派遣法施行規則第 25 条の 6 第 3 項）。この「必要な配慮」には、例えば、過半数代表者が労働者の意見集約等を行うに当たって必要となる事務機器（イントラネットや社内メールを含む。）や事務スペースの提供を行うことが含まれるものである。

また、労働基準法 36 条に基づく時間外・休日労働に関する協定の締結や、同法 89 条に基づく就業規則の作成又は変更を行う場合にも、（過半数労働組合が存在しない場合は）当然に過半数代表者の選出が必要である。

問 1-5 既に締結されている労働協約をもとにして、労使協定方式とすることは可能か。

答 形式的には、法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定を別途締結いただくことが必要であるが、労使協定に定める法第 30 条の 4 第 1 項各号の事項について、労働協約を参照する旨を定めて労使協定として合意することは差し支えない。

また、派遣元事業主は、法第 23 条第 5 項に基づき、厚生労働大臣に毎年度提出する事業報告書に労使協定を添付しなければならないこととされているところ、法第 30 条の 4 第 1 項各号に掲げる事項が労使協定自体ではなく、労働協約を参照する旨定められている場合には、労使協定本体に加えて、労使協定で参照している労働協約もあわせて事業報告書に添付しなければならない。

問 1-6 労使協定には、派遣労働者の賃金の額のほか、その比較対象となる一般賃金の額を記載する必要はあるのか。

答 貴見のとおり。

法第 30 条の 4 第 1 項第 2 号イにより、一般賃金の額と同等以上である協定対象派遣労働者の賃金の決定の方法を定めることとされているため、同等以上であることが客観的に明らかとなるよう、協定対象派遣労働者の賃金の額に加え、その比較対象となる一般賃金の額も記載することが必要である。

問 1-7 労使協定には具体的な内容を定めず、就業規則、賃金規程等によることとする旨を定めることとしてよいか。

答 差し支えない。なお、当然のことながら、法第 30 条の 4 第 1 項各号に掲げる事項（労使協定に定めるべき事項）については、労使協定自体に具体的に定めなかったとしても、就業規則、賃金規程等に具体的に定めることにより、労使協定自体、就業規則、賃金規程等でこれらの事項を網羅的に定めることが必要である。

また、派遣元事業主は、法第 23 条第 5 項に基づき、厚生労働大臣に毎年度提出する事業報告書に労使協定を添付しなければならないこととされているところ、法第 30 条の 4 第 1 項各号に掲げる事項が労使協定自体ではなく、就業規則、賃金規程等に定められている場合には、労使協定本体に加えて、労使協定で引用している就業規則、賃金規程等もあわせて事業報告書に添付しなければならない。

問 1－8 労使協定の有効期間中に、一般賃金の額が変わった場合、労使協定を締結し直す必要があるのか。

答 労使協定の有効期間中に一般賃金の額が変わった場合には、有効期間中であっても、労使協定に定める派遣労働者の賃金の額が一般賃金の額と同等以上の額であるか否か確認することが必要。

派遣労働者の賃金額が一般賃金の額と同等以上の額でない場合には、労使協定に定める賃金の決定方法を変更するために労使協定を締結し直す必要があること。一方、派遣労働者の賃金額が一般賃金の額と同等以上の額である場合には、派遣元事業主は、同額以上の額であることを確認した旨の書面を労使協定に添付すること。

2. 基本給・賞与・手当等

問2-1 基本給は、どのように時給換算をすればよいか。

答 例えば、月給制の場合には、次の方法により計算することが考えられる。

計算方法①：月給 × 12か月 ÷ 52週 ÷ 週の所定労働時間

計算方法②：月給 ÷ その月の所定労働時間数（月によって所定労働時間が異なる場合には、一年間における一月平均所定労働時間数）

問2-2 職種別の基準値(①)×能力・経験調整指数(②)×地域指数(③)で計算して算出された数字と、局長通知の別添1又は別添2の数値(①×②)×地域指数(③)で計算して算出された数字が異なることがある。どちらを使用すればよいか。

例 別添2の102システム設計技術者

・1,322円(基準値)×1.16(1年目の能力経験指数)×92.0(北海道の地域指数) = 1,411円

・1,534円(別添2の1年目の額)×92.0(北海道の地域指数) = 1,412円

答 別添1又は別添2の数値(①×②)×地域指数(③)を用いる(例の場合は「1,412円」を用いる)。

問2-3 賃金に含まれない「時間外、休日及び深夜の労働に係る手当等」の「等」とは何を指すのか。

答 「等」には、宿日直手当(本来の職務外としての宿日直勤務に対して支給される給与)及び交替手当(臨時に交替制勤務の早番あるいは後番に対して支給される交替勤務給など、労働時間の位置により支給される給与)が含まれる。

問2-4 一般基本給・賞与等の額が最低賃金を上回っているかの判断において、この最低賃金とは、「①実際に賃金が支払われる時点のもの」、「②労使協定が締結される時点のもの」、「③局長通達で公表されている賃金構造基本統計調査や職業安定業務統計の年度のもの」のいずれであるか。

答 ①の時点の最低賃金を上回っているかを確認しなければならない。

問2-5 「職種別の賃金×能力・経験調整指数×地域指数」の結果、地域別最低賃金の額を超えているが、それに対応する「基準値(0年)」は地域別最低賃金の額を下回っている。この場合、協定対象派遣労働者との比較に「基準値(0年)」を使わないのであれば、問題ないか。

例：北海道の地域別最低賃金額 835円

職種別の賃金865円(製材工) × 92.0(北海道) = 796円 「基準値(0年)」

職種別の賃金865円(製材工) × 1.16(1年) × 92.0(北海道) = 923円

答 ご指摘の場合には、地域別最低賃金の額を「基準値(0年)」とした上で、当該額に能力・経験調整指数を乗じたものと同等以上の額としなければならない。

ご指摘の例であれば、能力・経験調整指数として(1年)を選択した場合の協定対象派遣労働者の賃金の額は、969円(835円 × 1.16(1年))以上でなければならない。

なお、特定最低賃金の場合も、同様の取扱いである。

問2-6 賃金構造基本統計調査と職業安定業務統計に同様の職種がある場合（例えば、測量技術者等）、どちらを選択すればよいのか。

答 賃金構造基本統計調査の職種については、「役職及び職種解説」において、職業安定業務統計の職種については「第4回改訂 厚生労働省編職業分類 職業分類表 改訂の経緯とその内容（独立行政法人労働政策研究・研修機構）」において、それぞれ職種の具体的な内容を解説している。

これらをもとにして、派遣労働者の業務がこれらの政府統計のいずれの職種と一致するのか、近いのかについて、労使で十分に議論し、比較対象とする職種を決定することが求められる。

なお、協定対象派遣労働者の賃金を引き下げることなどを目的に、職種ごとに統計などを使い分けることは労使協定方式の趣旨に照らして適切ではなく、認められないことに留意すること。

問2-7 能力・経験調整指数について、1年、2年、3年、5年、10年、20年が示されているが、協定対象派遣労働者の能力及び経験を踏まえた結果、例えば「4年」、「8年」、「15年」など、能力・経験調整指数として具体的に示されていない年数になった場合は、一般賃金をどのように算出すればよいか。

答 統計上の制約から、能力・経験調整指数として、「1年」、「2年」、「3年」、「5年」、「10年」、「20年」を示しており、原則として、この指数から選択いただくこととなる。

一方、ご指摘のように、派遣労働者の能力及び経験が「4年」、「8年」、「15年」に相当する場合には、労使で十分に議論した上で、これらの年数に相当する額を算出することも差し支えないが、「4年」であれば「3年」、「8年」であれば「5年」、「15年」であれば「10年」、それぞれに相当する額を超えるものでなければならない。

具体的な算出方法としては、例えば、派遣労働者の能力及び経験が「15年」に相当する場合の額を算出する場合には、「10年」に相当する額が1,500円、「20年」に相当する額が2,000円であれば、次のとおり計算することが考えられる。

計算方法：1,500円 + (2,000円 - 1,500円) × (15年 - 10年) / (20年 - 10年) = 1,750円

問2-8 能力・経験調整指数について、例えば、勤続が5年目の協定対象派遣労働者については、必ず「5年」の指数を使用しないといけないのか。

答 能力・経験調整指数の年数は、派遣労働者の勤続年数を示すものではないため、ご指摘の場合に、必ず「5年」にしなければならないものではない。

例えば、職務給の場合には、派遣労働者が従事する業務の内容、難易度等が、一般の労働者の勤続何年目に相当するかを労使で判断いただくこととなる。

なお、待遇を引き下げることなどを目的として、低い能力・経験調整指数を使用することは、労使協定方式の趣旨に反するものであり、適当ではなく、認められない。

問2-9 複数の地域に派遣している場合、その複数の地域の地域指数の平均値を使うことは可能か(例えば、東京 114.1 と埼玉 105.5 に派遣される可能性があるので、109.8 を使う)。

答 認められない。派遣先の事業所等ごとに当該事業所等の所在地に係る地域指数を乗じて算出した一般賃金の額と同等以上でなければならない。

例えば、ご指摘の例の場合、東京都に派遣されている間の賃金は、東京又は東京都内のハローワークの地域指数を乗じて算出した一般賃金の額、埼玉県に派遣されている間の賃金は、埼玉又は埼玉県内のハローワークの地域指数を乗じて算出した一般賃金の額と同等以上でなければならない。

問2-10 賞与等の「①直近の事業年度において協定対象派遣労働者に支給された額の平均額」、「②協定対象派遣労働者に支給される見込み額の平均額」、「③標準的な協定対象派遣労働者に支給される額」はどのように定めるのか。

答 ①については、直近の事業年度に協定対象派遣労働者の範囲に含まれる者に対して支給された額の合計額を、当該事業年度の当該者の所定内労働時間の合計額で除した額とすることが考えられる。

②については、例えば、業績により支給総額が変動する賞与について、来年度に支給される賞与総額を協定対象派遣労働者の想定される所定内労働時間の合計額で除した額とすることが考えられる。

③については、例えば、職務評価により支給額が変わる賞与について、標準的な評価の協定対象派遣労働者に対する賞与の額とすることが考えられる。

問2-11 賞与・手当等は、平均額等で代替可能であるが、仮に一部の協定対象派遣労働者への支給額が過大な場合(例：一部の協定対象派遣労働者のみに対し、家族手当を多く支給している場合)、協定対象派遣労働者の支給額の中央値を使うなどの方法は可能か。

答 認められる。ただし、平均値より中央値が高い場合は、原則どおり、平均値を使うこと。

問2-12 賞与・手当等については、当該賞与・手当等を支給していない協定対象派遣労働者も含めての平均額としなければならないのか。又は、当該賞与・手当等を支給している協定対象派遣労働者の平均額でも構わないのか。

答 当該賞与・手当等を支給していない協定対象派遣労働者も含めての平均額としなければならない。

問2-13 協定対象派遣労働者の賃金の決定方法について、職務の内容、職務の成果、意欲、能力、経験等の向上により賃金が改善されるものでなければならない、という要件(法第30条の4第1項第2号ロ)があるが、例えば、職務の成果を勘案したときに、賃金が改善されないことは認められないのか。

答 法第30条の4第1項第2号ロは、職務の成果等の就業の実態に関する事項の「向上」があった場合の対応として、賃金を改善することについて規定しているものであるため、公正な評価の結果、仮に職務の成果等の「向上」がないと認められる場合に賃金の改善が行われなかったとしても、同ロとの関係で直ちに問題となるものではない。

なお、法第30条の4第1項第3号に基づき、職務の内容、職務の成果、意欲、能力又は経験その他の就業の実態に関する事項を公正に評価し、協定対象派遣労働者の賃金を決定することが求められることは言うまでもない。

3. 通勤手当

問3-1 通勤手当について、実費支給により「同等以上」を確保する場合、通勤手当の上限額を協定対象派遣労働者の平均的な所定内労働時間1時間あたりに換算した額が「72円」以上であることが必要であるが、この「上限額を協定対象派遣労働者の平均的な所定内労働時間1時間あたりに換算した額」はどのように計算して導き出せばよいのか。

答 「上限額を協定対象派遣労働者の平均的な所定内労働時間1時間あたりに換算した額」の計算方法については、労使で合意されたものである必要があるが、例えば、一月当たりの上限額が設けられている場合、当該上限額を協定対象派遣労働者の一月当たりの所定内労働時間の平均で割ることが考えられる。

問3-2 通勤手当を支払っていない場合に、一般賃金と同等以上の額を確保するためには、どうすればよいか。

答 通勤手当を支払っていない場合には、協定対象派遣労働者の賃金（退職金を除く。）の額が、一般基本給・賞与等の額に一般通勤手当「72円」を加えた額と同等以上であることが必要である。

問3-3 「一般基本給・賞与等＋一般通勤手当」と「基本給・賞与・手当等＋通勤手当」で比較する場合に、割増賃金の算定基礎となる賃金額はどうなるのか。

答 「割増賃金の基礎となる賃金」については、労働基準法等に規定されており、通勤手当については、「割増賃金の基礎となる賃金」から除外することができる。

ただし、通勤手当の名称で支給されている賃金の全てを除外できるわけではなく、通勤手当が、6か月定期券の金額に応じた費用を支給する場合など、通勤に要した費用に応じて支給される手当である場合には、除外することができる。

一方、実際の通勤距離にかかわらず1日300円支給する場合など、通勤に要した費用や通勤距離に関係なく一律に支給する手当である場合には、除外することができない。

なお、通勤手当として別途支給するのではなく、通勤手当相当分を加味して基本給として支給するときは、通勤手当分を含めた基本給全てを割増賃金の基礎とする必要があると考えられるが、一方で、通勤手当として別途支給する場合には、上記の考え方に沿って判断されるものである。

問3-4 実費支給で通勤手当を支払っているが、例えば、派遣就業の場所と居住地の間の距離が1km未満である場合を「徒歩圏内」とし、通勤手当を支給していない場合、どのように取り扱えばよいか。

答 派遣就業の場所と居住地の間の距離が1km未満である場合を「徒歩圏内」として通勤手当を支給しないことを労使で合意し、その他の場合を実費支給している場合には、局長通知第2の2の(1)の実費支給と解される。

「徒歩圏内」の距離については、(人事院規則(原則として2km未満の場合には通勤手当は支給しない)等を参考にしつつ、)労使でご判断いただくものである。

問3-5 通勤手当を、「1～2kmの場合は●円、2～3kmは●円、・・・」と距離に応じて定額で支給している場合、実費支給と取り扱ってもよいか。

答 通勤距離に応じて支払うものであれば、実費支給として認められる。ただし、支払う額が実費相当の額といえることが必要であり、不当に低い額で設定されている場合は、この限りでない。

4. 退職金

問4-1 退職手当制度により一般賃金と比較する場合、退職金の支給要件となる勤続年数の起算点は、協定対象派遣労働者を雇用した時点、施行時点など、いつになるのか。

答 特段の定めはない。労使で十分に議論した上で退職金の支給要件である勤続年数の起算点を決定することが求められる。

なお、派遣元事業主が施行日前から退職手当制度を有しており、既に協定対象派遣労働者にも当該制度が適用されている場合においては、改正労働者派遣法の施行に合わせて勤続年数の起算点を後ろ倒しすることは、労働条件の不利益変更となり得ることに留意すること。

問4-2 新規に退職手当制度を導入して、制度導入後の勤続年数を元に支給額を決定しようと考えているが、退職手当の給付額で比較する場合には、制度導入後の勤続年数に該当する勤続年数の一般退職金と比較するのか、制度導入前も含んだ勤続年数の一般退職金と比較するのか。

答 特段の定めはない。労使で十分に議論した上で退職金の支給要件である勤続年数の起算点を決定することが求められる。

なお、派遣元事業主が施行日前から退職手当制度を有しており、既に協定対象派遣労働者にも当該制度が適用されている場合においては、改正労働者派遣法の施行に合わせて勤続年数の起算点を後ろ倒しすることは、労働条件の不利益変更となり得ることに留意すること。

問4-3 退職手当制度の支給月数で一般賃金と比較する場合、協定対象派遣労働者の支給月数に乗じる賃金額や、退職金総額から支給月数を算出する際の賃金額如何。

答 協定対象派遣労働者の退職時の所定内賃金額を用いなければならない。

問4-4 退職手当制度により一般賃金と比較する場合「自己都合退職」と「会社都合退職」はどのように定義されるのか。労働契約不更新の場合はどうなるのか。

答 一般賃金の統計調査の定義や雇用保険の取扱い等を踏まえつつ、労使でご判断いただくもの。

※ 就労条件総合調査：「会社都合には定年退職も含まれます。」

※ 中小企業の賃金・退職金事情（東京都）：「自己都合退職とは、依願退職および一方的な辞職（任意退職）を指します。早期または希望退職制度適用者も含まれます。会社都合退職とは、整理解雇および普通解雇を指します。退職勧奨に応じた場合も含まれます。」

問4-5 退職金に関して東京都が実施した調査「中小企業の賃金・退職金事情」は、東京都以外に所在する派遣元事業主や派遣先が東京都にない場合においても、使用することは可能か。

答 可能であるが、労使で十分に議論した上で判断いただくことが望まれる。

問 4-6 退職金に関して東京都が実施した調査「中小企業の賃金・退職金事情」は、従業員が10人～299人の中小企業を対象とした調査であるが、中小企業以外の派遣元事業主も使用することはできるのか。

答 可能であるが、労使で十分に議論した上で判断いただくことが望まれる。ただし、例えば、従業員規模が大きい派遣元事業主が「中小企業の賃金・退職金事情」を使用する場合は、労使間でその理由を十分に共有するなど、派遣労働者が納得できるように留意すること。

問 4-7 協定対象派遣労働者が高齢者であり、前職で退職金が支払われている者、再雇用である者であれば、退職金を支給しなくても問題ないか（一般退職金と同等以上の額としなくてもよいか）。

答 労使で十分に議論した上で判断いただくことが望まれる。

問 4-8 就労条件総合調査では、勤続20年以上の数字しか示されていない。これを参考として、20年目までは退職金を支払わなくてもよいか。

答 認められない。例えば、就労条件総合調査を使用する場合には、最低勤続年数を算出したうえで、勤続20年未満等については、勤続20年の対象手当の支給月数等を20で割った数字を勤続1年あたりの支給月数として、勤続1年を加えるごとに1年分を増加させていく方法や、他の退職金制度の調査における勤続年数ごとの支給月数の上昇率を加味して算出する方法などが考えられる。

問 4-9 退職手当制度で一般退職金と同等以上を確保する場合、次年度の局長通達で示された支給月数等の数値が上がった場合には、当該制度を見直す必要があるのか。

答 貴見のとおりであり、速やかに見直しの検討に着手することが求められる。

問 4-10 企業型の確定拠出年金のマッチング拠出は、選択肢3（中小企業退職金共済制度等に加入する場合）における派遣労働者の退職金の掛金に算入してもよいか。

答 事業主が負担する費用に該当しないため、認められない。

問 4-11 厚生年金基金に加入している場合には、選択肢3（中小企業退職金共済制度等に加入する場合）として取り扱ってもよいか。

答 貴見のとおり（ただし、基本標準掛金を除く。また、派遣元事業主負担分に限る。）。

5. 独自統計

問5-1 新規高卒初職者について、採用した初年度に限り、人事院の職種別民間給与実態調査の学歴別職種別の高卒者の初任給を使用した賃金を適用してもよいか。

答 統計の使用について労使で合意していれば、差し支えない。ただし、その際の賃金の決定方法は、職務の内容、成果、意欲、能力、経験等の向上があつた場合に改善されるものでなければならず、これらを公正に評価して賃金を決定する必要がある。そのため、例えば、採用した翌年度以降も当該賃金を使用したり、新規採用者であっても一定の技能を習得して採用された者にも当該賃金を適用するのは不適切な賃金の決定と考えられ、法第30条の3の規定に基づき、派遣先に雇用される通常の労働者との間の均等・均衡待遇を確保しなければならないことに留意すること。

